

水産政策審議会資源管理分科会

第 1 4 6 回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第146回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和8年6月11日（木）13:30～17:42

場 所：A P 虎ノ門 A ルーム

（東京都港区新橋1-6-15 N S 虎ノ門ビル）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

- 諮問第512号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（まさば及びごまさば対馬暖流系群並びにべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の別紙2の変更）について
- 諮問第513号 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について
- 諮問第514号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第42条第1項及び第46条第2項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第9条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について
- 諮問第516号 特定水産資源（するめいか）に関する令和8管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・次期水産基本計画に向けた検討状況について（資源調査・評価、資源管理）
- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第146回資源管理分科会を開会いたします。

私は本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務的な御案内をさせていただきます。

会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には事務局でマイクをお持ちいたしますので、挙手を頂きまして、それから御発言をお願いします。また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてくださるようお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員はウェブ出席を含めまして10名中7名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立いたしております。また、特別委員はウェブ出席を含めまして13名中12名の方に御出席いただいております。

なお、東村委員におかれましては、やや遅れて御到着されるというふうにお伺いしております。

最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず議事次第がございます。その後に資料の一覧がございます。

資料1が資源管理分科会委員・特別委員の名簿、資料2が諮問第512号の資源管理基本方針の一部変更に関する資料、資料3が諮問第513号の特定水産資源ベにズワイガに關係の漁獲可能量の設定及びその当初配分等に関する資料、資料4-1が諮問第512号關係のまさば及びごまさば対馬暖流系群の説明資料、資料4-2が諮問第512号、諮問第513号關係のベにズワイガに日本海系群の關係の説明資料、資料5が諮問第514号關係のうなぎ養殖業の公示に関する資料、資料6が諮問第516号關係の特定水産資源するめいかの漁獲可能量等に関する資料になります。資料7は5月29日に開催されました第117回企画部会の資料になります。資料8が太平洋クロマグロの資源管理に関する資料、資料9が国の留保からの配分等に関する資料になります。

資料に不備等がありましたら、事務局の方にお申出をお願いいたします。

それでは、報道関係のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 山川です。

委員の皆様におかれましては、御多用のところお集まりくださいます、ありがとうございます。議事進行に御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が4件、報告事項が3件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

初めに、諮問第512号、第513号を一括して取り上げます。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

また、これまで言及することがありませんでしたが、会場、ウェブにおいて傍聴いただいている皆様にも一言、資源管理に関心を持っていただいていることに感謝申し上げます。

さて、諮問文は資料2及び資料3のとおりです。読み上げは前例に則しまして省略させていただきます。内容は資源管理基本方針の一部変更、TACの設定や配分等です。それぞれの資源で諮問の内容が異なりますので、ここからは資源ごとに説明いたします。

初めはまさば及びごまさば対馬暖流系群です。資料4-1をお願いいたします。

3ページをお願いします。

TAC管理につきましては、資源ごとに、漁獲の実態を踏まえた実行上の柔軟性を確保する検討が進められております。今般、この資源につきまして資源管理基本方針を変更し、管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分のうち、当該未利用が発生した管理年度のマサバの生物学的許容漁獲量の10%を上限として、翌管理年度の国の留保に繰り越す規定を導入することとします。

5ページをお願いします。

下のスライドは「T A C未利用分の繰越し」に係る試算の結果です。研究機関に対してリスク評価を求め、繰越率が10%までであれば許容可能であるとの結果を頂いたことを記載しています。

本変更案につきましては、本年4月30日から5月30日までパブリック・コメント手続を実施しました。結果、規定の追加は対象資源を絶滅させることにつながるため反対する旨の御意見を頂いたところです。このことにつきまして、繰越率の上限10%は、研究機関からこの範囲であれば約10年後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は50%を下回らず、限界管理基準値を下回る可能性がないとの評価結果を頂いています。この資源の持続的利用の確保と実資源の有効活用の両立が実現可能な規定として、大変貴重な御意見を頂いたことに感謝しつつ、変更の方はいません。

なお、軽微な変更につきましては、分科会長御了解の下、対応したいと考えております。御了承いただければと思います。

7ページをお願いいたします。

この資源に関する漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の運用に関する諮問です。

なお、同じ資料が資料3の別紙2として存在しております。資源ごとに諮問の内容が異なることと、資源ごとに整理した資料を用意することからこのような状況が生じておりますことについて、御了解頂ければと思います。

では、7ページの説明に入ります。

令和8管理年度、1の(1)から(4)に掲げる数量の変更については、いずれも事前に行行政庁の恣意性のない機械的な変更として了解を頂き、事後報告で対応させていただいているところです。先ほど、この資源については、資源管理基本方針を変更し、管理年度の終了に伴い確定したT A Cの未利用分のうち、この未利用が発生した管理年度のマサバの生物学的許容漁獲量の10%を上限として、翌管理年度の国の留保に繰り越す規定を導入することを説明しました。この規定の導入について御了承いただいた場合、規定に則して行われる数量の変更につきましては、事後報告で対応させていただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、特にないようですので、本件につきましては原案どおり承認していただいたとい

うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ベにズワイガニに日本海系群（知事許可水域）及びベにズワイガニに日本海系群（大臣許可水域）に関して、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料４－２をお願いいたします。

初めに、資源評価結果につきまして水産機構の木所副部長から説明をお願いいたします。

○水産機構底魚資源副部長 水産機構の木所です。

私の方から資料４－２－１のベにズワイガニに日本海系群の資源評価について説明させていただきます。ベニズワイガニにつきましては、資源変動パターンとか漁業の特性を基に大臣許可水域と知事許可水域、二つの海域に分けて資源評価とＡＢＣの算定を行っております。

次をお願いします。

図１がベニズワイガニの分布域です。このうち先ほど紹介しました大臣許可水域は、東経134度以西の島根県や鳥取県の地先の沖と沖合漁場。知事許可水域は青森県から兵庫県の地先漁場の二つに分けて資源評価とＡＢＣ算定を行っております。

ベニズワイガニにつきましては、深海に棲むカニということでなかなか調査の方が難しい資源となっております、残念ながら資源量の推定とかMSYの推定、そういったものができない状態となっております。ただ、そういう状況の中で資源の指標値、いわゆるトレンド、変動パターン、を用いて資源評価とＡＢＣの算定を行っております。

では、次に図２のところに漁獲量がありますけれども、このうち大臣許可水域は韓国と暫定水域と大きくかぶっており、令和７年度から韓国と日本の漁獲量を合わせてＡＢＣの算定を行うということになっております。そういったこともありまして、ここでは韓国の漁獲も含めて紹介したいと思います。

ここで、グレーのところが韓国の漁獲量、青が大臣許可水域、オレンジが知事許可水域となっています。韓国と大臣許可水域の方を見ていただきますと、韓国の方は1992年からしかありませんけれども、それぞれ大きく増えたり減ったりする、そういった特徴があります。近年５年ぐらいは漁獲量が増加する傾向になっております。

一方、知事許可水域の方は2007年以降約6,000トン前後で推移して、ここはほぼ安定し

て漁獲量の経過がある、そういった海域による漁獲の変化の特徴があります。

右側に資源量指標値の推移を図3に示しております。この資源は指標値を基に資源評価を行っております。青で示したのが大臣許可水域、オレンジで示したのが知事許可水域で漁獲量同様、大臣許可水域は増えたり減ったり、指標値が上がったり下がったり、近年は上がっている。一方、知事許可水域につきましては、1990年代以降ほぼ右肩上がりです。安定して推移している、こういったような海域の違いがあります。こういった資源量指標値の推移、トレンドを基に資源評価を行っております。

次をお願いします。

まず初めに、大臣許可水域の方について紹介したいと思います。

大臣許可水域は資源量指標値が上がったり下がったりしているということですが、この指標値を、ここで詳しくは述べませんが、ここにパーセント水準という形で低いものが低いパーセント、上に行けば行くほど高いパーセント水準ということで指標値化しております。このパーセント水準を基に目標を定めて、その目標よりも高ければ漁獲量を増やして、目標に達していなければ漁獲量を減らしましょう、そういったようなABCの算定を行っております。目標というのはここに出ました80%水準、点線の緑のところ、ここを目標として漁獲シナリオが定められております。

直近年の2024年の資源量指標値というのは、この水準で言いますと53.6%水準ということで、残念ながら目標に達していないと評価しております。目標に達していない場合どういうふうに漁獲量を制限するかということで、右側の図5に漁獲管理規則というのを定めております。これはあらかじめ横軸に資源水準、80%になれば漁獲量を右側に係数がありますけれども、1.0を掛けて同様に獲れるということです。80%より上ならばどれだけ獲っていいか、80%下回ってれば過去5か年平均でどれだけ乗じて減らすか、そういったものをあらかじめ決めて漁獲量を管理しよう、そういったことを行っております。その結果、大臣許可水域につきましては53.6%ということで、この黒い線を基にすると0.87、87%に減らしましょう、そういった提案になっております。

次をお願いします。

では、具体的にどのぐらいの数字になるかということですが、大臣許可水域につきましては、直近5年間の日本と韓国の平均漁獲量というのが2万9,329トンですので、それに先ほどの漁獲管理規則による係数0.87を掛けると、この辺の下は桁落ちしておりますけれども、2万5,587トンというふうに算定しております。

次をお願いします。

一方、知事許可水域ですけれども、知事許可水域の方は近年右肩上がりです。資源状況がよいと判断しており、目標の80%を超えて94.5%水準にあると判断しております。そうしますと、94.5%の場合は漁獲管理規則を基にすると1.08、108%、過去5年平均を獲っている、そういった計算になっております。

そういったことを基に次をお願いします。

実際の2020から2024年の平均漁獲量、この2024年の漁獲量につきましては能登半島地震の影響を考慮しておりますけれども、平均値5,735トンに先ほどの係数1.08を掛けた6,167トン、これをABCと提案させていただいています。

以上です。ありがとうございます。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

8ページをお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、この資源に関する補足情報をお示しします。

この資源、かつてはベニズワイガニ日本海系群として一つで評価されていきました。知事管理水域と大臣許可水域に分けて評価することになった背景ですけれども、漁業の実態と資源の動向の違いを踏まえて、また、漁業法改正後の研究機関会議における議論の結果、水域ごとに個別に目標設定することになったからだと承知しております。一方で評価手法は変わらないため、資源評価の報告書としては引き続きベニズワイガニ日本海系群として、その中で知事許可水域の資源評価、大臣許可水域の資源評価結果が記載されています。

それでは、資料の説明に入ります。

ベニズワイガニに日本海系群（知事許可水域）につきましては、TAC管理に初めて取り組む漁業者が相当程度存在すること等を勘案しまして、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、課題解決を図りながら段階的に管理を本格化していく「ステップアップ管理」を導入しています。

今般、令和8管理年度から、ステップ2、これはステップ1の取組を継続しつつ、TAC管理について試行的な配分等を行う段階と資源管理基本方針に規定されているステップに移行するに当たりまして、この水産資源の資源管理方針である別紙2-53について所要の変更を行います。

この変更案につきましては、本年4月30日から5月30日までパブリック・コメント手続を行いました。結果、意見の提出はありませんでしたが、これとは別に、第6の1について

ては、T A C 管理の運用の現状に照らしてより適切と考える変更を事務局で加えております。

具体的には、初案では国の留保についても「試行水準」として設定するとの規定になっておりましたが、農林水産省告示においては国の留保は定めておりません。このため、この書き振りは削除した方がよいのではないかとということで変更し、今日お示しする案としております。

なお、軽微な変更については、分科会長御了解の上、対応したいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

続きまして、令和 8 管理年度の T A C の設定及び配分の案に入ります。まずはべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）です。

9 ページをお願いいたします。

T A C 設定の考え方です。先ほど木所副部長の御説明にもありましたとおり、この資源は現状で資源量の絶対値については資源評価の利用に至っておりません。また、将来予測もできません。このため、直近 5 年間の漁獲実績の平均値に漁獲シナリオから導かれる漁獲量の調整係数を乗じて得られる値を A B C とし、T A C はこの値を超えない量とします。

結果としまして、1 の（2）のとおり令和 8 管理年度の T A C の案は 6, 167 トンとなります。

次のページに移ります。

配分の案です。こちらはステップ 2 ですので、15 ページの別紙 1 のとおり都道府県別漁獲可能量は「試行水準」として設定します。

なお、この資料上では触れていませんが、日本海の海域のうち許可省令の日本海べにずわいがに漁業の項に掲げる区域で操業する大臣許可漁業において偶発的に採捕されたベニズワイガニもしっかりと報告させるべく、大臣管理区分「べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業」を設けております。この大臣管理区分の配分数量についても同様に「試行水準」として設定します。

資料に戻りまして、その他、T A C の全量に過去 3 年の漁獲実績の比率を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示することとしまして、その量は 12 ページの別紙 2 のとおりとなっております。国の留保はゼロとします。

13 ページをお願いいたします。

べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に係る令和 8 管理年度の T A C の設定及び

配分の案の説明に入ります。

T A C 設定の考え方です。ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）と同様、現状では資源量の絶対値も利用に至っておらず将来予測もできないことから、直近5年間の漁獲実績の平均値と漁獲シナリオから導かれる漁獲量の調整係数を乗じて得られる値をA B C とします。

ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）との違いとして、大臣許可水域では韓国漁船も操業していることから、我が国漁船と韓国漁船の漁獲実績を用いることとして、T A C は、A B C に資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮する値である0.33、これは、韓国漁船の漁獲データが利用可能で、かつ日韓漁業協定が発効する以前、具体的には1993年から1999年までの大臣許可水域において日本漁船の漁獲割合が一番大きかった値、こちらを乗じて算出した値を超えない値とします。

なお、韓国においてもベニズワイガニはT A C 管理の対象になっていると承知しております。

結果としまして、令和8管理年度のT A C の案は1の（2）に示します8,443トンとなります。

次ページ、配分の案です。

全量をベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海ベにずわい漁業に配分することとします。こちらもこの資料上では触れられておりませんが、この海域で操業する他の大臣許可漁業において偶発的に漁獲されたベニズワイガニをしっかりと報告させるべく、大臣管理区分「ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業」を定めています。こちらの大員漁獲可能量については、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない」と定性的に定めています。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

大臣許可水域のベニズワイガニの韓国の漁獲量についての質問なんですけれども、現状数値は出ているようなので、その数値はちゃんと科学者のやり取りがあって、ある程度正

確な数値が取られている状態なのかというのがまず1点目。

それから、2点目は、今韓国との協定が結ばれていないようにお話を伺ったんですが、その今の状況、今後結ばれそうなのかも含めて教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 2点御質問をいただきました。

1点目について、TACの設定に際しては、1993年から1999年までの韓国の漁獲量を用いています。資源評価の方で何かありましたら補足いただけますと幸いです。

○水産機構底魚資源副部長 資源評価の方で行っています韓国の漁獲量ですけれども、研究者同士のやり取りで取った資料ではなくて、これは韓国のホームページで公表されている値を用いています。というのは、やはり検証できない値では困りますので、それがきっちり出ている値を用いています。

○資源管理推進室長 2点目、日韓の二国間の漁業協定に関する現状についての御質問を頂きました。

現状は変わっていません。今は入っていない状態が続いています。今後につきましては予断を許すものではなく、特に私から何か申し上げるものではありません。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 今入っていないと言われましたけれども、それはどういう意味なんですか。ここは暫定水域で両国がやっているわけですね。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

日韓漁業協定の中での相互入漁の意味での回答でした。今、実際、韓国漁船が日本EEZの中で操業していないという意味でして、おっしゃるとおり暫定水域の話は暫定水域の話で、現状変わっていません。

○中島特別委員 ありがとうございます。

それで、韓国のTAC、これがどういうふうな設定になっているのか、日本とここはこういうふうにやっていきましょうねと話合いでやられているのか、それとも韓国は韓国独自で、また独自でやっている場合はどの程度のTACなのかというその辺、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 御質問ありがとうございます。

望むべき姿として、この資源に限らずいつもいただく御意見とすると、やはり水域をまたがって分布する資源については、分布している国等が協調していく。データを共有するのもしかり、調査をするのもしかりで、そうやって集めたデータでもって守るべき数字を設定することのが、目指す姿です。

ただ、現状、この資源につきましては、それぞれの国が利用可能な数字に基づいて、法律に基づいて設定していますので、目指すべき姿との間にはまだまだギャップがあるというのが現状です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 韓国のところなのですが、そうすると、日本が行っているTACの数量を出す資源評価の方法と別に、韓国が行っている資源評価の方法があって、韓国がどういうふうにやっているか分からないという状況なんですね。だから、各々が勝手に資源管理をやっているということは、これは意味ある数字なのかどうなのか我々としては理解に苦しむといわざるを得ません。

やはり一緒に同じ海域を使っているのであれば、資源管理も一緒にの形でやっていかないと何の意味もない。またがり資源において管理ができないということになるんじゃないかと思います。それを「科学に基づいてやっています、やっています」と言うだけでは、我々は信じられないなとさえ感じてしまいますので、しっかり各国と協調していくよう、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

ウェブからもないということですので、では、本件につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第514号について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 では、事務局から説明いたします。

資料5-1に基づいて説明します。内水面漁業振興室長でございます。

まず、7ページを御覧ください。資料5-2でございます。

ウナギの養殖業に関する公示案の諮問でございます。この公示案は平成28年にうなぎ養

殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づく許可を要する指定養殖業となったことに伴いまして、それ以降、毎年度養殖の許可を行うに当たっての制限措置の内容等々をあらかじめ公示するというものでございます。

今般、今年の11月1日からの許可を行うに当たって、制限措置の内容、許可の申請をすべき期間、それと許可の有効期間及び許可の基準等を定めることとしております。いずれも基本的に前回の告示の内容と同等とすることを予定しておりますが、その内容について御説明いたします。

2番の概要の欄を御覧ください。

まず、(1)番の制限措置の内容についてです。

①の許可をすべき水産動植物の総量につきましては、日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域協議、通称4か国協議などと我々は称しているんですけれども、4か国・地域の非公式協議の結果を踏まえております。ここで言うところの水産動植物の総量といえますのは、ウナギの稚魚、養殖業に供されるウナギの稚魚のことでございます。シラスウナギといえは世間の皆さんは分かるかと思いますが、前回の告示と同様にこのニホンウナギについては21.7トン、ニホンウナギ以外の種のウナギ、いわゆる異種ウナギと称しているんですけれども、こちらの方は3.5トンというものを上限に定めているということを考えております。

次に、②番の養殖場の総面積についてでございます。こちらの方は国内事情によってのみ規定することとしておりまして、ここは従前どおり3平方メートル以上という条件をつけることとしております。

次に、③番の養殖場の数です。同じページです。こちらの方は現時点で許可を受けていて養殖業を営んでいる養殖場をベースに公示することとしております。そのため、昨年度と数字自体はほぼ同等です。ニホンウナギの養殖場の数についてはお手元のとおりのトータルで439件、ニホンウナギ以外の種のウナギについては103件ということを定めることとしております。それぞれの許可の発給状況、現行の許可と同等の内容としておりますので、この養殖場の枠内で許可の申請があれば許可するというものを検討しています。

(2)番の許可の申請期間です。こちらにつきましては例年どおりなんですけれども、7月1日から同年、今年の9月30日までとすることとしております。

めくっていただいて、次のページです。

許可の有効期間につきましても1年とすることを考えております。このことにつつまし

ては、先ほどの養殖業に供される総量21.7トンという数字ですけれども、この数字が例年開催されております4か国協議の結果を踏まえて決定することとしております。なので、年ごとに変わる可能性が排除されませんので、例年の結果を尊重しながらこの許可をするという形を取りたいので、1年という形でさせていただきたいと考えております。

続きまして、（４）番です。水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準でございます。

こちらにつきましては、従前どおりといえ一言なんですけれども、ポイントはこれまでの養殖場を営んでいる方の実績、実績者と我々は称しているんですけれども、その方の許可の申請というものを優先すると、そういった考えに基づいております。例えば許可の申請・更新時、現在の案ですと11月1日なんですけれども、その期間までに例えば廃業なさる方がいて、その方が10キログラムの数量を持っていて、例えばその方が廃業なさった場合には先ほどの総量のうち10キログラムの余剰が生ずるという場合があります。そうしますと、その10キログラムについて新たな申請があった場合には、その枠内で配分していくと、そういった段取りを考えております。

ただし、その余剰枠、10キログラムに対して例えばそれを超える量の申請があった場合につきましては、お手元の資料にありますとおり、くじによって決定するということを考えてございます。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、もし差し支えなければ次の9ページでございます。

公示日については7月1日の公示、許可の申請期間は先ほど申し上げた7月1日から9月30日まで、許可日は11月1日ということを考えております。

なお、この件に関しまして、5月1日から5月30日までパブリック・コメントの募集を実施しましたところ、およそ8件の意見がありましたが、今回の公示案の内容の変更に至るものではありませんでしたことを御報告いたします。

また、今後原案に大きな変更が生じることになった場合には、お手数ではございますが、再度分科会に諮問させていただきたいと考えております。

なお、軽微な変更が生じた場合につきましては、また分科会長と相談しながら修正等々をさせていただきたいと考えてございます。

以上、説明を終わります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

渡部委員。

○渡部委員 内水面、渡部です。

今御説明を頂きまして、その公示案自体についてはもう何ら異論はございません。

この際でありますので、このウナギは我々も河川においてウナギを漁業権の指定業種にしているところも結構ありまして、この養殖に使う、今日は池入れ量のことがありましたけれども、きっちりと国際会議等で協議した後、また、それを受けて池入れ量を毎年決定していくというようなことでありますけれども、もともとは海と川の境目の河口部分において以前は指定制度だったんですけれども、今は漁業権の許可制度で、それでシラスウナギを取っていいですよという人をきっちりといろいろな基準を設けて、それによって許可をしていっているというようなことであります。

その人たちの獲らなかった部分が川に上がってきて我々の漁業権の対象になるわけなんですけれども、それとは別に私どももやっぱり漁業権を頂く中で、知事の方から放流量を義務放流という形で、このぐらいはやっぱりウナギを扱っているということのをうたうのであれば放流しなさいよということで、それは私どものお金で放流をさせていただいておるわけでありまして、また大きくなって、今度はまた次の代につながるウナギが下っていく、下りウナギというんですけれども、下りウナギのときもこれは各漁場管理委員会の委員会指示でやっているところが多いんですけれども、何月と何月はもう獲らないようにしようと。資源保護のためにそうやっていこうということでもありますので、何が言いたいかと言いますと、そういうように私どもも資源保護の意味ではかなり努力をさせていただいておるというように思いますので、また水産庁さんの方では、かつて我々に対してウナギの石倉の設置とかそういうものもやっていただいたりしていたんですけれども、それをもう一度というわけじゃなく、また幅広く御支援を何らかの形でお願いしたいということを申し上げて、これは全く意見でございますので、皆様方にも少しまた御認識を頂けたらと思って申し上げました。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

中島特別委員から。

○中島特別委員 まず、指定養殖業を法改正の中で取り入れたという理由について教えて

いただければと思いますけれども。

○山川分科会長 冠室長。

○内水面漁業振興室長 指定養殖業にウナギを取り入れた主な理由なんですけれども、シラスウナギを利用しているから、言い換えますと国際的に管理が必要な資源であって、それを過剰に漁獲することによって公共の利益が損なわれるからというのがまず大きな理由でございます。

○中島特別委員 ありがとうございます。

その上でまた質問なんですけれども、すみません、昨年までの議論について私承知しておりませんので、ちょっと違った角度からになるかもしれませんが、漁業法を準用されていますよね。特に第42条第1項の船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域云々、これを準用して指定養殖業に係る水産動植物の総量及び養殖場の総面積を規定しますよという形になっていますけれども、通常一般的に考えますと、これ今お話にありましたようにシラスウナギというのは国際的にも大きな問題になっていますし、多分資源の管理上問題があるから指定養殖業として国内の養殖を管理していこうということだろうと思います。そういう中で指定養殖業に係る水産動植物の総量を規定するのは理解できます。

もう一つは、養殖場の総面積を規定するようになっていると思うんですけれども、この告示案を見ると、最低レベルの3平米でしたか、5平米でしたか、その数字を規定しているんですよ。本来であれば養殖できる尾数も規定するし、そのためにはこれだけの面積が必要だからこれ以上を超えちゃ駄目ですよという規定が通常の漁業の制限だろうと思うんですよ。あえてこういうふうな最小面積、ここのところにも出ていますけれども、これを選んだ理由にちょっと違和感がありますので、その辺を教えていただければと思います。

○山川分科会長 冠室長、お願いします。

○内水面漁業振興室長 制度当初の議論に私も全て参加しているわけではないですけれども、私の理解と過去の聞いた話から言いますと、確かにおっしゃるとおりこの制度はいわゆる指定漁船漁業ですか、その制度を準用しています。

今御質問のありました総面積につきましては、養殖場の場合は公共の場所、公共の用に供する水面ではなくて私有地に行われる場合が普通でございます。例えばそこに漁船のようにひたすら大きな漁船を持っていった場合には皆さん、周りの人に迷惑をかけるんですけれども、私有地に限った場合にはそもそも上限は要らないのではないかと、そういったことであります。私有地でしたら、本来であればその範囲で十分に大きな養殖をやってい

いのではないかと、そういった規定であります。

要はその養殖が私有地で行われるのか公共の場所で行われるのかというその関連、では、なぜ3平方メートルと下限なのかというのは、実はお手元の資料にありますとおり限られたうなぎ資源を有効に活用し、うなぎ養殖業を持続的に営んでいくためには一定規模以上の水面、土地、これが必要なので、そこを3平方メートルと規定したと聞いております。

○山川分科会長 中島特別委員。

○中島特別委員 ありがとうございます。

あえて私は反対するつもりはありませんけれども、意見として指定養殖業で養殖量を制限するのであれば、当然その養殖すべき面積、これも制限すべきだろうと一般的に私はそういう意見を持っていますので、一応ここで意見として言わせていただければと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

川原特別委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。

今の中島特別委員とのやり取りをお聞きしてしまして、ウナギというのはこの大きさの養殖場の中で上限なく生け込みをしても大丈夫な種なんでしょうか。というのは、あまり多く入り過ぎるとなかなか大きく育たないのかなですとか、そういったちょっと心配をしたものです。

○山川分科会長 冠室長。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長です。

ウナギに関して言えば、ほかの業種に比べれば、言い方は難しいんですけども、過密的に養殖しても育つ魚と言われております。なので、際限なく大きいかというと、今度は実際に設備投資との関係でそんなに大きな養殖場は必要ないので、ひたすら大きい養殖場は無いんです。けれども、ある一定の大きさに落ち着いていると、そういう状況と聞いております。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございました。

○山川分科会長 津田特別委員の方が先に手を挙げておられましたので。

○津田特別委員 池入れの上限が21.7トンということだったんですけども、これは4か国・地域の協働で決まったという話なんですけれども、この21.7トンというのは何を根拠に出きたんですか。やっぱりシラスウナギはすごく資源評価が難しいという話を聞く中で、きちっと4か国・地域で何か根拠に基づいてそれで算出した値なのか、ここのちょっ

と説明がなかったような気がしたので、お聞かせいただけますでしょうか。

○山川分科会長 冠室長。

○内水面漁業振興室長 お答えいたします。

少し先ほど申し述べた非公式協議と言われる会議の成り立ちを若干最初に説明させていただいて、後で21.7トンのお話をさせていただきたいと思います。

まず、ウナギの国際的資源保護の管理に関する非公式協議というのが正式名称で、先ほど申し述べた日本、中国、チャイニーズタイペイと韓国で入っています。このチャイニーズタイペイと申しましたのは、これはA P E Cと呼ばれる組織の中の枠組みを使って、この4か国・地域で集まったというところでございます。

なので、中国などにあるいろいろな産業界の自主的な取組を促進するためにどうした方がいいかということ当時考えてA P E Cの枠組みを利用したと、そういった経緯でございます。なので、非公式協議という専門的な用語を使っているのはその理由でございます。その中で、平成24年に当初は日本と中国とチャイニーズタイペイで協議を開始して、後ほど韓国が入ってきたと、そういうスキームでございます。

その際に何回か協議を重ねまして、7回目の会合、平成で言うと26年なんですけれども、そのときに今津田委員御指摘の21.7トンが決まりました。そのときの決め方というのは、それまでの直近3年間の池入れの実績を20%削減ですが、科学的根拠といえば根拠かもしれませんが、実績の量があってそれを一律削減しようじゃないかという形で決めたというのがこの数字です。日本の場合は21.7トンですが、同じように中国は36トン、韓国は11.1トンでチャイニーズタイペイは10トンという数字がその当時に決められております。

それ以降、同じ数字が定期的に会合開催されているんですけれども、その数字についても一応その年の養殖の状況とかをレビューして、その数値を確認していくと、そういったスキームをここまで続けているというのが実情でございます。

○津田特別委員 ありがとうございます。

となると、科学的な資源評価をベースにしたわけではないという話なんですね。

○山川分科会長 冠室長。

○内水面漁業振興室長 資源評価に関しては、まず一般的にまだ分からない部分が多々あります。親子関係ですとかものすごく本当に秘密の多い魚と我々は称しています。なので、当時その議論を使ったという記録がないので、恐らく今申し述べた養殖の実績値に基づいて決めたと聞いております。

○津田特別委員 ありがとうございます。

やっぱりニホンウナギに関してはレッドリストの話とかいろいろある中で、やっぱり資源が減っているんじゃないかみたいなの、でも、実際27ページのこの図を見ると、これは年によって本当獲れるのがまばらで傾向みたいなのもあまりないなというようなのも感じ取れるなとなると、とはいえ、すごく国民からするとちゃんと管理していないんじゃないかみたいなの、絶滅させるんじゃないかみたいのが結構やっぱり報道等であるので、現状としてはすごく難しいんだろうなと思いつつも、やはり今後すごく難しいと思いますけれども、きちんと科学的に資源評価をして4か国・地域できちんと話し合っていけるようになっていただけるとうれしいなという意見でございました。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、加藤特別委員、よろしくお願いいたします。

○加藤特別委員 全日本持続的養鰻機構で私は実際ウナギの養殖をしている者なんですけれども、先ほど面積のお話がちょっと出ていたと思うんですけれども、冠室長の補足みたいな形になりますけれども、ウナギの養殖の密度は結構地域によって違っていて、生物的に生き物だと薄飼いがいいように感じる方もいらっしゃると思うんですけれども、ある意味それだけではなくて、うちはかえって密度の濃い方が成績がよかったり生産性がよかったですというのがありまして、池の構造でいきますと、池の底がコンクリートの池もありますし、砂利や土の池もある。若しくは韓国やEUの方でもやられているんですけれども、直径が5メートルや6メートルのタンクでも閉鎖循環的な養殖をやっているのもありまして、そうしますと、密度的に4倍ぐらいの密度でも普通に飼えちゃったりするというのがありますので、なかなか面積に対しての生産量というのを算出するのは難しいんじゃないかなというふうに思います。補足です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

中島特別委員。

○中島特別委員 どうもありがとうございました。実態が分かりました。

ただ、それであればあえてここで総面積を準用して規定することはいかがなものかなというところもあると思うんですよ。法律で決まっちゃっていますのであれですけども、将来的にはその辺も含めて御検討いただけたらと思います。

○山川分科会長 冠室長。

○内水面漁業振興室長 ありがとうございます。

告示案とはちょっとさておきまして、今中島特別委員のおっしゃったことは、実は似たようなことを我々は考えています。といいますのは、最近人工種苗という新たな技術が発達しまして、これについてどう法律で扱うべきかというのを考えております。

その中に我々のポリシーといいたしましょうか、考え方としては、いかに産業界の皆さんが制限なくと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、なるべく投資していただいてどうやって産業を盛り上げていくか、その際に必要な本当の規制は何かという観点から少し検討しているところであります。

先ほどおっしゃったところの面積もそうですし、あと、ひょっとすると養殖場の数、面積じゃなくて数はどうなんだという議論もあるところでございます。そこはちょっと今日この場でいろいろ話すと長くなりますが、そういった今の御指摘、いろいろと津田委員からも話がありましたようにウナギの資源の重要性ですとか、それは重々私どもも理解したつもりでおりますので、今後のウナギに関する施策に関して意見等々を聞きながらうまく反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第516号について事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6をお願いいたします。

諮問文は資料6-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。内容はスルメイカに関する令和8管理におけるTAC及び配分数量の変更です。

5ページをお願いいたします。

この資料6-2を用いまして今回諮問する内容を説明いたします。

ここからは資料のスライド番号を用います。

スライド1枚目です。令和7管理年度スルメイカ漁獲量の全体図です。前回の水産政策審議会から変わった点としまして、漁獲量について5月末をもちまして確定作業が終わりましたところ、確定値を記載しております。結果、超過数量は、右下にありますとおり263トンとなりました。速報値は231トンでして、主に試験操業分が追加されたことで、263トンになっております。

次のスライドに移ります。スライド2枚目です。

「現行水準」の府県について、それぞれの漁獲量を示したものです。こちらは主に端数処理の関係等によって全体の数量が5,513トンと速報値から1トン増えております。

次のスライドに移ります。

スライド3枚目、4枚目は、前回資源管理分科会の振り返りとなります。まず、口頭での説明になりますけれども、今回のTAC超過を受けた対応ぶりについては、前回の資源管理分科会でいただいた意見を踏まえて案を作成するという事としていました。

協議事項①として、スライド3枚目にありますとおり、令和7管理年度TACを超過した数量については、令和8管理年度のTACから控除する必要があるということ、その際、目安数量を大きく数値超過した「現行水準」の県においても、TAC超過分に対する相応の負担、具体的には配分数量又は目安数量の差引きが必要であることについて意見を求めました。

下にいただいた意見を記載しております。目安数量を大きく超過した「現行水準」の県の相応の負担については意見が分かれたところです。上三つが支持する意見、下四つが慎重な対応を求める意見です。また、慎重な対応を求める中で、超過分を差し引くのであれば、全体から差し引くべきではないかということ、また、この負担はペナルティと考える、ペナルティを課すのであればやはり制度化する、また、事前に漁業者に説明すべきとの意見を頂いたところです。

次のスライドに移ります。4枚目です。

協議事項②です。参考として水産政策審議会第143回資源管理分科会の資料8から抜粋したものを掲載しましたが、令和8管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち、令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分シェアに応じて「数量明示」の道県に配分するとしていたところです。この差引き量2,391トンの扱いについて検討が必要であること、また、青森県、岩手県、宮城県への追加配分については再検討が必要であることについて意

見を求めました。

下にいただいた意見を記載しました。こちらについては、2,391トン全量を追加配分することについては慎重であるべきとの意見で一致したと私どもは受け止めました。関連しまして、この「現行水準」の運用についていろいろと意見を頂いたところですし、今後どうしていくのか整理するよう御助言を頂いたところです。

次のスライドに移ります。5枚目です。

ここから意見を踏まえた対応、TAC及び配分数量の変更の案について説明します。

まず、令和7管理年度TACを超過した数量263トンは、令和8管理年度TACから差し引くこととします。

次に、令和7管理年度小型するめいか釣り漁業の超過分、こちらの全量2,391トンを令和8管理年度の配分数量から差し引いて国の留保に入れます。小型するめいか釣り漁業は令和8管理年度から前期・後期と区分別が入ったところでした、このことに伴い前期4月から同年11月までの区分の配分数量は2,176トン減じた1万1,424トンに、後期12月から翌年3月までの区分の配分数量は215トン減の1,185トンに変更することとします。

最後、国の留保に繰り入れた先ほどの2,391トンについて、令和7管理年度のTACの超過分を減じます。次に、減じた後の数量2,128トンについて、当初配分数量のシェアに基づき「配分明示」の道県への追加配分数量を算出します。

追加配分数量の扱いについて、「数量明示」の道県のうち、北海道、富山県、長崎県については追加配分数量を加え、配分数量を変更することとします。

「数量明示」の道県のうち、青森県、岩手県、宮城県については配分数量を変更しないこととします。これら3県への追加配分の数量の合計429トンについては、令和8管理年度においても「現行水準」の運用は今のままで残りますところ、この運用によるTACの超過リスクに対応するために国の留保に残すこととします。

次のスライドに移ります。スライド6枚目です。

先ほどの考えを表形式で示したものとなります。左から順にプロセスを経て、結果として、TACの数量、また、小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）、小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）、北海道、富山県、及び長崎県の配分数量を変更することについて、諮問します。

次のスライドに移ります前に、口頭にて今後について説明したいと思います。

今後については、それぞれの配分数量を遵守してもらいたいと考えています。その上で、

私どもとして、大臣管理区分又は都道府県において仮に配分数量が逼迫する場合には、他との仲介を行い、融通の調整が円滑に進むよう努めてまいります。

次のスライドに移ります。7枚目です。

スルメイカTAC管理における「現行水準」の扱いについての案です。

今般、令和7管理年度のスルメイカの漁獲量がTACを超過したことについて、「現行水準」の扱いを設けた趣旨を踏まえた管理がある意味行われなかったことが要因の一つであったと私どもは認識しています。また、今後の運用をどうしていくのか整理してほしいとの意見を頂いたことは先ほど紹介したとおりです。

これらを受けて作成した、令和9管理年度以降のスルメイカTAC管理における「現行水準」の扱いに係る現時点の案をお示しします。

一つ目、青森県、岩手県、宮城県については、管理上必要と認められる間は配分数量を明示します。

二つ目、各管理年度のTAC及び配分数量の公表時に、目安数量も公表するとともに、水産庁ホームページに掲載することで更なる周知を図ることとします。

三つ目、漁獲量の総量がTACを超過した場合、目安数量を一定程度超過した「現行水準」の都府県については、この超過分に応じて「数量明示」への移行や、翌管理年度当初の配分数量又は目安数量から超過分を差し引く規定を導入します。

今日は案としてこれらのことをお示ししまして、今後の資源管理分科会において議論し、来年2月までに資源管理基本方針の変更の諮問を行うこととしたいと思います。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等よろしくお願いいたします。

大きく分けて2点あったかと思います。令和8管理年度TAC及び配分数量の変更案がまず1点、それから、令和9管理年度以降の現行水準の扱いについてが2点目ということで、まず1点目の令和8管理年度TAC及び配分数量の変更案につきまして、いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

まず1点、前回の会議での私の発言に関して1点訂正しておわびいたします。

福井県の福井海区漁業調整委員会にて、現行水準で配分されている資源に関しては、目

安数量はこれまでもずっと明記されていきました。その明記されていたものに対してどういう認識であったかということに関しては、私自身が公表されていないと思っていたぐらいの扱いなんです、これは個別具体的な県の話ですので、公表されていたことに関しては私の誤りであったことということでおわびいたします。

これがまず最初に発言したかったことなんですが、2点目は、少々お待ちください。ちょっと資料のどこに書いたかが見つからなくて。

この目安数量をどうするかというのは次の議論ということでよろしいんですよね。でしたら、ごめんなさい。時間だけ取っていただきましたが、また後で発言させていただきます。申し訳ございません。

○山川分科会長 ほかに第1点目、いかがでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 念のための確認なんですけれども、先ほど室長さんの説明で、今後量が逼迫したとき、水産庁としても調整いたしますよというお話がございました。よろしくお願ひしたいと思いますが、これは現行水準の県の取り扱いは令和9管理年度以降ということで、今年度は入らないと理解してよろしいんですかね。

○資源管理推進室長 中島特別委員、ありがとうございます。

はい。「現行水準」の運用をどうしてくのかということについては、令和9管理年度に向けて行いますので、令和8管理年度の「現行水準」の運用はこのままとします。関連して、先ほどの3県の追加配分予定だった数量については、「現行水準」の運用を令和8管理年度は変えないことで生じるTACの超過のリスクに対応するために国の留保に残しておく。そういった整理にしております。

○山川分科会長 津田特別委員。

○津田特別委員 今回この議論になった理由というのが目安数量を大幅に超過したところに対してペナルティを科すか科さないか。科すというのであれば事前に言うべきだったよねというようなのが論点だったと思うんですけれども、令和8管理年度に関してそこはどうなのかなと。というのが今回と同じように数量明示になっていない目安数量にしていたところが同じように大幅に超過しましたとなったときに、来年また同じ議論をするんじゃないかなというのを思っているの、この時点で令和8管理年度に関しても大幅な超過をしたとしても、その次のTACから差し引くよみたいな考え方にするのか、いやいや、令和8管理年度に関してはちゃんとペナルティというのを事前につけるよというのをちゃん

と早めに決めた方がいいんじゃないかなというふうに感じました。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

津田特別委員おっしゃるとおり、そのところをどうするかというところでは、令和8管理年度を目安数量に対して大幅な超過が発生したときに扱いをどうするのかということは、令和9管理年度に対応することになります。私どもの現時点のアイデアとしては、大幅に目安数量を超えたところについては翌管理年度の配分数量又は目安数量から差し引くことを示しました。これを実際にルール化するかどうかというところは、令和8管理年度の期間を通じて水産政策審議会で議論させていただければと思っています。

○津田特別委員　ありがとうございます。

そうすると、なるだけ早めに言わないと漁も終盤になりましたとなってから言うのは遅いと思うので、同じことになると思うので、早め早めに議論できればと思います。お願いします。

○山川分科会長　今の議論は2点目にも関わる内容になっておりますが、1点目についてはいかがでしょうか。

1点目については前回の議論の内容を反映していただいた内容になっているかと思いますが、これについてはそれぞれの委員からいろいろ御意見を前回いただいたわけですが、それらを総合した形でまとめていただいたということで結構かなとも思います。

2点目の令和9管理年度以降の現行水準の扱いについて令和8管理年度はどうするんだという議論があったわけですが、水産庁ホームページに掲載するというのは、これは令和8管理年度も実施するというので、ただ、ルール化をどのようにするか、規定の中に盛り込むかどうかという辺りはまだ今後の議論と、そういったことでしょうか。

○資源管理推進室長　整理をありがとうございました。

資料を作ったときとすると、令和9管理年度の配分を決めるのは2月の水産政策審議会ですので、そこで決める考えでしたが、今山川分科会長が言ったとおり二つ目の令和8管理年度を目安数量を公表することは確かにすぐにできるものですので、今日そのような結論になれば直ちに対応したいと思っています。

規定の方は資源管理方針をどのように書くのかということですので、案文をつくりお示しするとまたいろいろな御意見を頂戴できると思います。その意味では、こちらはそれなりの時間をかけて、ただし、津田特別委員のおっしゃったとおり、極端な話ですと2月にルールを決めて3月からやりますというのは、やはりおっしゃるとおり性急ですので、早

め早めに資源管理分科会などで示したいと思っています。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 東村でございます。

2点ですね。まず、今回は確認をさせていただきただけだったんですけれども、目安数量を超えた際に、現行水準で配分されている都道府県で目安数量を超えたときに採捕停止命令を出せないその根拠というのを教えていただきたいと思います。数量が明示されている場合ならば出せますよね。そこです。実際のところ、目安数量の扱いがこれはまた自分の経験ですけれども、かなり軽く見られているというか、こんな数値が示されていますよぐらいの受け止められ方をされている場合もあるので、目安数量の扱いというのをもう少しはっきりさせる必要があると思います。

これはただ目安で与えられているのであって、これを超しても超しても獲っていいというような認識だと困るわけで、目安であれ何であれ数値を出すならば、その数値はどういう性格のものであるのか、大幅に超した場合にはペナルティというか翌年差し引く、ペナルティがあるということを認識していただく。そしたら、大幅は何かとそこで出てくるんですよね。2倍なのか5倍なのか。ちょっとでも駄目ということはさすがに目安なのでないとは思いますが、その辺はまさに令和9管理年度に向けての議論になるのではないかなということです。

もう一つは、これは4ページになりますけれども、いただいた意見というのに入っているのが水産庁の方の見解ではないかもしれませんが、追加配分しないことがペナルティに当たらないと、そう判断された根拠というのでも教えていただければと思います。実際ほかの県は配分されていて自分のところはないよというのに対して、それはペナルティじゃなくて何なのとなったときにやっぱり納得しづらいものがあると思うので、その整理はきちとなぜ追加のものが自分たちの県だけ、いくつかの県だけはないのかということ、これに関しては説明が必要なところかなと思います。ペナルティじゃなかったら何なんですかということになるのかなと思います。

今のところ以上です。よろしくお願いします。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございました。

まず、「現行水準」とは何なのかというところを今日会場にいらっしゃる皆様、また、傍聴されている皆様と確認したいと思います。

スライド7枚目に資源管理基本方針の本文を記載させていただきました。第5の3の(2)です。

読み上げさせていただきます。(1) (全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして配分数量を示さず、目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等、管理上必要となる場合には配分数量を明示することとする。

このルールと、このルールの下で行われている管理のギャップですね。それが、スルメイカの漁獲量がTACを超えたことの一つの要因になったと考えています。今後、この扱いをどうしていくのか、「現行水準」という制度をしっかりと資源管理基本方針の規定に基づいてやっていくのかというところは、まさに委員おっしゃっていたこれからの議論にかかってくるんだと思います。

もう一つ、目安数量を大幅に超過していることについての参考といたしまして、参考2として令和8管理年度、青森県、岩手県、宮城県が管理上必要だということで配分数量を明示した際の考え方を示しました。ある程度定量的な基準としまして、令和7管理年度の漁獲量が目安数量の二倍を超えている、そして、漁獲量が700トン、これは「数量明示」の道県のうち最も当初の配分数量が少なかった富山県の数量を越えている、そういったものでやっていきました。定量的な基準については、普通の人が見てそうだよねというところを私どもとしては引き続き目指していきたいと思っていますところですよ。

2点目の追加配分しないことがペナルティに当たらないとの発言については、聞き手としての理解ですけれども、もらったものから引くという行為と後から追加的にもらうというところの違いが御発言の背景にあったと思っております。その上でペナルティということであれば、しっかりと差し引くということをちゃんと事前にルール化すべきだという御発言につながったと私は認識しているところです。

○東村委員 東村でございます。

ちょっと確認にはなりますが、もらえるはずのものから引かれたらペナルティけれども、プレゼント的に国の留保からもらえるものがもらえなかったのはペナルティではないというような、ちょっと言葉が雑ですが、こんな感じでいかがでしょうか。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 今回の東村委員のご発言は大変鋭いご指摘と思います。「現行水準」の中で目安数量を大幅に超過したということで、青森、岩手、それから宮城の3県については、超過分があったので追加配分を新たにしないということですが、よくよく見ていくと、2月20日の水政審において小型するめいか釣り漁業の超過分については令和8管理年度の国の留保に入れた後に、当初配分の比率に応じて数量明示の県に配分すると明記されているんですよ、はっきりと。そのように明記された上で、また後出しジャンケンのような形で今度は配分しない、その上で、これはペナルティではないという言い方をしているんですね。そのようなことをやると、どんどん漁業者との信頼関係はなくなっていくのではないかと私は思います。そうなった場合、今回は今回でノーサイドにした上でやるべきなのではないのかと思います。明記してみんながこれを見ている中で、さらにこの水政審の場で見ているんですよ。まずそれが1点。

私はこれを言わないつもりでいたんですが、指摘するとすれば、これはペナルティなのかどうなのか。減らすのはペナルティで追加配分しないのはペナルティではないというのもそれは詭弁のような気もしたので、そこはちょっと言わせていただきたいと思います。

それから、もう一点の今後議論することにおいてということですね。我々の理解するところを言いますと、「現行水準」というのは、どの海域でどの湾、灘ごとにどれだけ来遊するか沿岸漁業は事前には分からないんですよ。沿岸漁業は5トン未満の船や定置網で操業していますから、来遊して来た魚を獲るしかないんですよ。そうした中で「現行水準」というのはあくまで目安で、今年はどうだったけれども、来年は違うかもしれない。海洋環境がこんなにも激変している中において分からない。そういう状況の中でここに書かれているようなことをやっていくのは本当に慎重な議論が必要だと思います。

前回の津田委員のご意見の中でも、こんなに海洋環境が激変していて、過去の数字というのは当たっているんですかと。どこで魚が湧くかも分からない、湧いているので獲れると思って獲っていたらペナルティだなんだとなってくる。特に定置なんてどこに入るか分かりませんよね。どこでどのように漁獲できるかわからない中で、日本全体を一つの枠と考えて「現行水準」ができたと思います。どこで来遊・漁獲があるか分からないけれども、日本全体として残りの20%の枠の中で、どこで水揚げされようが、それをオーバーしなければ良いと言う中で、多く漁獲される場所もあれば、少なく漁獲される所もある。日本全体の中で管理していくという意味合いだと捉えていました。そのようにしていないと、なかなか沿岸漁業の定置網や5トン未満の漁船漁業にとっては、非常に厳しい

ことだと思いますよ。漁船の数も多いですし、どうやって管理していくのかも含めまして、実際の漁業の現場のことも考えた中で制度を考えていてもらいたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 ここで1年ちょっと前までは北海道のスルメイカのことですけれども、しっかりと北海道の定置漁業が75%を超えたときには国の留保です。これはまさに定置の特性を水産庁は分かっているから出して出した制度だと思うんですね。

今回のこういう資源が減ってその項目がなくなってしまって、今三浦委員もおっしゃってくれたんですけれども、定置はどこで湧くか分からないんですよ。北海道のときは、そういうものをちゃんと作ってくれた。資源状況がいいとき、北海道の噴火湾の定置がすごくいっぱい獲るので、そのときはそういうことをちゃんと定置網漁業という明示もあってやった。それがいつの間にかなくなってしまって、でも、全国的に定置の今三浦委員が指摘しているとおり、私も実は今日結構スルメがいました。1トンぐらいいったのかな、小さめの。どこで湧くか分からないですよ。去年までそんなのはなかったですよ。

東北の方は獲れているんだぐらいの感じだったんですけども、スルメイカ自体がもともと資源評価もしづらい、どこで獲るかも分からない。そういう中でちょっと水産庁に答えていただきたいんですけれども、私たち全国の定置漁業者は沿岸漁業の約50%を生産する漁業です。もし都道府県別にこういうことがあって操業をやめろといったときには、こういう言い方もこの場で業界のことで言うみたいなことだけれども、でも、日本の鮮魚文化、例えば魚屋さんの店頭で売っているものを支えている漁業だと私は思っていて、そのときにマグロでも十分苦勞しているのに、まだまだスルメでこれを放流しろとか、アバというのはフロートのことなんですけれども、それを沈めて船の上がりをはがらんつければ、フロートを沈めれば行くかもしれません。でも、それだとほかの魚も全て出てくるんですね。そういうことをぜひ以前の水産庁の北海道のことを決めた方は、その現状が分かっているからあの項目を入れていたと思うんですね。

今はその話がどこにも出なくて、実はこれマグロとセットになっているんですよ、スルメイカと。そのことを東京とか横浜にいる方は分からないのかなと。ぜひそのことで定置を止めるのか止めないかをお答えしていただければ幸いなんですけれども、日本中の定置事業者が見ていると思うので、ちょっとそのことにお答えできる範囲で答えていただけないでしょうか。

○資源管理推進室長　ありがとうございました。

私の方から、日本中の定置漁業者の方々が聞いているということで、まずは定置漁業者の方々も資源管理の重要性については十分理解をされていて、主要なプレーヤーとして参加されているということは私も承知しているところです。

そのような中、あとは先ほど出ていました漁業の特性について十二分に承知している中で、操業が止まらないように私どもとしてはできる限りのことをやっていく。法律の中でやっていく。今日、具体的に挙げたものとすれば、スルメイカの令和8管理年度においては、国の留保は令和7管理年度における経験を踏まえてTAC超過を防止するためのバッファーとしての最低限の数量に絞り、その分を当初配分数量に積み増しするという形でやることとした中において、融通で対応していくことの重要性、また、その融通において水産庁は仲介者としてしっかりとやっていく。それは現時点でできる範囲のことで、私どもが今言葉にできる最大限のことです。いずれにしろ、そういった重要性、あとは繰り返になりますが、全国の定置の方々が資源管理の意義を理解し取り組まれているという点においては、すごく私どもとしては感謝し、尊敬しているところです。

○日吉特別委員　ありがとうございます。

定置は受動的な漁業です。待ちの漁業でコントロールがしにくいんですね。もう一度、今の赤塚さんのお答えでも十分ですけども、ぜひ北海道のあのときを思い出してみて、私たちはできればマグロもそうですけれども、相当無理してやっています。今回ブリももう入る体制に入っています。

そうすると、主な3魚種を管理をしなきゃいけないというのはほぼ不可能なんですね。定置もそうですけれども、先ほど三浦委員が言った5トン未満の船がありますよね。僕も漁協の役員をずっとやっていますけれども、5トンですよ。その漁業者に痛みを伴わせるのはちょっと違うと思う。以前も言わせてもらいましたが、南米のEDFというところの研究者、アメリカの研究者が4人乗りました。彼たちはライフワーク的には南米の資源管理をずっと調査していると。そこでは彼たちもはっきり言っていました。南米でも零細事業者はその範囲じゃないと。まさに5トンですよ。5トンで行くような漁獲能力がない。ちょっとしければ漁に行けない。その方々に実は残念ですけども、みんな高齢者が多いです。これの面倒を見てあげなきゃ誰が面倒を見るんですか。漁業組合の体制的に新規参入者も少なく、その方々が今多分ちょっとしけだと出られないですよ。その人たちがコントロールするというのはちょっと酷だなと思うんですけども、意見です。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員　ありがとうございます。

ちょっと意見的なものになってしまうかもしれないんですけども、前回の水政審が終わってから、実際超過した県でどんな感じになっているのかなというので、何県か行っていろいろ話を聞いてきたんですよ。どうなのというのを聞いたときに、やっぱり超過した数量の結構多くが定置のところもあったんですよ。そういうところに関しては正直どうしていいか分からないというようなところで、さっきの日吉さんの話もありますけれども、そこを責められてもなみたいなのがやっぱりあったことはあったんですよ。だといって数量をオーバーすることがいいというわけじゃないんですけども、やっぱりそこはすごくあるなというのと、あとは実際皆さんの話を聞いて現場へ行って思ったのは、やっぱり先ほどもずっと議論がありましたけれども、目安数量に対するとか今の現行制度に対する理解というのが本当にちゃんと全部の漁業者さんまでいっているかということ、ちゃんと行き渡っていないなという感があったんですよ。

なので、少々その辺は適当でいいのかなみたいのはあると思うので、やっぱりその辺はさっきの方針だと水産庁のホームページに載せますみたいな話ですけども、そこに見に行く人はいますかみたいな話がありますし、あと、やっぱりすごく聞こえるのは、ペナルティの話が出たときに急に言われて困ったみたいな感じで、本来は国の資源管理をしたりだとか水産業をよくしていくというのは、多分利害はみんな同じはずだと思うのに、どこか国に対しての不信感というか、すごく敵対心を持ってしまっているというのが見受けられたんですよ。

なので、これをやるとなるとすごい大変かもしれないんですけども、やっぱり国ももっと各県任せじゃなくて一緒に漁業者と対話しに行くみたいな、恐らく結果そのものよりも一緒に議論するとか今現状を共有するというプロセスもすごい大事だと思うので、そこは物すごい労力がかかるとは思いますけれども、やっぱりそういうのをすっ飛ばして画一的に行こうと思っても、やっぱりそこは人間なので、そのプロセスとかコミュニケーションを一緒に取って同じところを目指すというのは重要だと思うので、そこはぜひ何か一緒にやっていけたらなと思います。意見です。

○山川分科会長　日吉特別委員。

○日吉特別委員　今、津田さんの方から国がというんですけども、実はステークホルダー

一合会やTAC設定に関する意見交換会でも、実はこの審議会というのに漁師は気がつき始めたんですよ。委員の方も特別委員の方も全て最後のところにはこの審議会、資源管理分科会で決まるとなっているんですよ。こんなのはここ一、二年です。漁業者がそれを聞き始めた。マグロのこと、スルメのこと、いろんなことがここで決まると。だから、国じゃないんですよ。ここの皆さんに来ていると僕は思うんですよ。それが私もそうですけれども、ここに来て初めて分かったんですよ、この組織のこと。

最近には既にそうですね、赤塚さん、最後のところに出てきますよね、この分科会で決まるよと。水政審のところで決まるよというのは出ているんですよ。だから、ここの会議の重たさはすごく重たくなっている。それに漁業者が気づいてしまった。気がついてしまったという言い方もちょっと語弊があるけれども、制度が分かった。だから、ここではすごく大事、ここで全て決まるんだから。国じゃないですよ。今思っているのは、この水政審のところで決まるといのはどの資料にも出てきます、最後に。だから、私たち委員の方も特別委員も肝に銘じてここで会議をなきゃいけないと、ちょっと生意気ですけども、意見です。

○山川分科会長 遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 私の意見を言う前に、今の御意見について、我々は意見を求められている立場であって、ここで決まったことが最終決定となるわけではないと思います。それは配布資料に書かれているとおり、意見を聴くというふうに書いてあるので、最終的に決定されるのは水産庁だと思います。

次に、私はイカ釣りの専門ではないので、おこがましいと思いながら小型するめいか釣り漁業について意見を申し上げます。超過した分を翌年の配分からマイナスするというのは、例えばアメリカだったら普通に実施されていることだと思います。何でこれがアメリカでは普通かという、これはIQ、個別割当が導入されており、どの漁船が超過したのかというのがはっきり分かっている、超過した漁船の翌年のIQから超過分をマイナスにするというのは分かりやすい合理的なしくみかだと思います。

日本は都道府県ごとに一定の割当てが設定されていますけれども、その後、小型の漁船一隻ごとにIQを付与しているわけではないですよ。都道府県の中には、上限に近づきそうだなと思って自分で自主的に操業をストップされた方もいれば、気がつかないまま操業を続けられた方もおられたと思います。したがって、都道府県単位で超過が生じた場合、その県の中には自主的にストップされた漁業者が含まれている可能性があります。その状況

で、県全体で翌年の配分から超過分をマイナスするというのは、自主的に守っていた漁業者にとっては不公平に感じられるのではないかなと思います。

例えば現在のしくみはプール式に近い運用になっていると理解しています。I Qを導入しているわけではなく、漁協に対して明確に振り分けているわけでもなくて、早い者勝ちのようになっていると理解します。そうすると、早く獲って、自分が獲らないと不利になるとか、更に現行制度では、自分が仮に最後まで漁獲を続けたとしても、結局超過の責任は県全体に帰属するため、個人の責任にならない構造になっています。

この点について自分が専門としている行動科学の視点から申し上げますと、漁業者さんの責任というよりは、むしろ制度そのものが漁業者さんのそういう行動を誘発している可能性があると考えます。私自身が2,000隻のイカ釣り漁船の漁業者さんにアンケート調査を行なったわけではないですけれども、もし行動モデルを構築するとしたら、現行制度ではそのような行動が選択されるのではないかなと思います。

したがって、現行制度は今後議論を重ねて改善していく必要があると思うんですけれども、ただ、個別の漁船ごとにI Qを設定するのは現実離れしていて無理かなと私は思います。私はいつも海外の事例ばかりで申し訳ないんですけれども、イギリスで2024年に試験的に実施されているコミュニクォーターという新たなしくみが始まっています。これはイギリスの南西部のコーンウォールという州で実施されているコーンウォールトライアルと呼ばれているしくみで、始まったばかりの試験的制度です。何でコーンウォールで始まったかという、コーンウォールでは小規模の小型漁業が非常に多く、近年この小規模漁業がどんどん衰退し、それに伴い漁村も衰退している状況にあります。このため、これを何とかしないといけないというので、このコミュニクォーターというのが新たに始まっています。

この制度は、小型漁業者さんが自ら申請し、審査を経てクォーターを付与されるしくみです。その審査基準には資源管理の取組だけではなくてどれだけ地域社会に貢献しているか、漁村の衰退を食い止めているかというのも審査基準に入っています。例えば日本では、若手や新規参入者の育成をしているとか、自分の船に積極的に乗せているとか、環境保全活動を実施しているとか、例えば藻場干潟の再生を積極的にやっているとか、海ごみを回収しているとか、インターンシップを受け入れているとか、地域に貢献する活動をされている漁業者は大勢いると思います。こういう海外の取組を参考に、漁村やコミュニティ維持活動といった広い視点で、漁業者さんの社会的貢献をTAC制度に導入するようなシ

システムがつくれればいいのではないかと思います。意見と情報共有です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

日吉特別委員から御意見があるということです。

○日吉特別委員 たびたびすみません。遠藤特別委員のお話はすごく面白くて、まさに定置網にはすごい有利かなと。新規参入者もおいしいコミュニティを支える沿岸の漁業だと思っているんですけども、全般のところでは先ほど漁業者がこの審議会はすごくキーポイントだと言ったのは、ぜひ特別委員の方もステークホルダーの資料を見てください。最後に必ず審議会で決まると書いてあるんですよ。だから、それを漁業者が見ているということです。

だから、ここで言っているのは、もちろん僕らは特別委員で議決権がないですけども、非常に大事です。ここ一、二年です。くどいからこれを言わせてもらうんですけども、ここで審議していることはすごく大事です。最後に水産庁がつくっている資料では、確かに国が決めると書いていないんですよ。下に最後にこの水政審で決めるんですよ、何でもかんでもいろんな種類が。そのことを私たちは身に染みてここで議論しなきゃいけないということをさっき発言させていただいたんです。それも近年です。ここ一、二年です。漁業者がそのことに気がついたのは。だからすごく大事です。これも多分、今日百三十何回、これが百何十何回もやられて、以前も話したかを思いますけれども、残念ですけども、私も漁師だから斜陽とか言いたくないけれども、産業がだんだんしぼんでいった。そのときの反省もあるでしょうということを言いたいんですよ。すみません。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 遠藤委員のご意見は非常に面白いと思うんです。その中で例えば小型のイカ釣りと言っても二つに分かれていて、今ごっちゃごちゃにしていると思うんですね。5トン以上で30トン未満までのところは小型するめいか釣り漁業となっていて、そこはもう2,000トン以上をオーバーしてしまい、漁獲することができないんですね。それ以外に5トン未満のもっと小さいイカ釣り沿岸漁業者がいて、そのような人たちというのはもう沿岸に来遊して来た魚しか獲ることができないんですね。本来、世界的に見ると、そういう本当に零細な漁業者の方々は、先ほど日吉委員が仰ったようにコミュニティや地域社会を支えるためには必要であるということで、こういう漁獲規制の適用除外になったりしています。また、世界の食料生産の70%以上は、こういった零細な漁業者、農業者の方々が担っているとも言われています。こうしたところにも配慮すべきだと思います。

そうした中で、例えば資源評価によって漁獲枠を大幅に削減せねばならないとき、日本では大型の船も小型の船も一律に同じ比率で減らしていくやり方がとられています。そういうふうなやり方はどうなのだろうか、と私はいろんなことでそれを言わせてもらっています。ノルウェーなどでは、漁獲枠を大幅に削減しなければならないときには、経済的なダメージの大きい小規模漁業者に対しては減らす割合を少なくし、他の魚を獲ることもできるような大型漁船に対しては、漁獲枠の削減割合を多くするしくみが採られています。ノルウェーではこのような「トロールラダー」という制度で小規模漁業者にしっかりと傾斜配分をしているなかで、日本だけです、どの漁業階層も一律に同じ割合で削減していくのは。

また、日本ではこうした小規模漁業者の人たちが日本の食文化である生食文化を支えながら生食可能な水産物を提供していますし、大量に獲るよりも鮮度を考え一匹一匹本当に大切に漁獲している小規模漁業者の人たちが獲っている水産物の方が価格も高く、資源を有効に使っていることになります。こういう人たちにこそたくさん獲らせて逆に大型の船が漁獲する分を減らした方が、経済的にも有効ではないかと思います。それで漁村地域のコミュニティも守られていく可能性がある。そういうことも考えながら総合的に考え、資源管理を経済も含めて実施すべきだと思います。そういうことをしっかりやらないと、声が小さい小規模漁業の人たちだけがどんどん年を取って漁業をやめていってしまう。そんな世界になっていってはいけないと思い、私は言わせていただきます。

○山川分科会長 釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合、釜石でございます。

私の方からお話ししたいのは、令和6管理年度のスルメイカTAC設定の際にも、それから、令和7管理年度のスルメイカTAC設定の際にもお話しさせていただいたんですけども、今の操業船が止まらないようなTAC設定の配慮をお願いしますという話をさせていただいてきました。漁業種は違いますが、今委員も特別委員の皆様も似通ったような話をさせていただいています。

まず、非常に問題だなと思って過去の3管理年度を見ますと、資源評価、資源管理の数値、それから、現場の漁獲量、あまりにスルメイカに関しては乖離が大き過ぎた、ここがまず一番の反省点ではないかなというふうに思います。現場サイドで昨年度数量超過を起こしてしまいましたけれども、そのTAC数量を決めたのは、やはり研究者の数量を参考にという部分もないわけではありませんよね。ただ、実際に資源評価の数値と漁獲量にあ

まりにも乖離が大き過ぎたというのは、これは事実として残りました。

3月の資源管理分科会でも当時の資源管理部長がおっしゃっていました。過去には3年固定で決めたときもありますと。そして、あまりに数量の乖離があるので著しく下げたら今度は獲れました。採捕停止命令にまで至る格好になりました。これは今までは失敗の積み重ねでした。なので、令和8管理年度をもってこの資源の管理について検証を行って、令和9管理年度以降の扱いについて定めていきたいという答弁がなされたと承知しているところです。

ですので、ここで令和8管理年度は仕切り直して、この1管理年度を使って皆様の協力を頂きながらスルメイカの管理を行っていく。それはあくまで前提として、日本の漁業の歩みが止まらないというのが前提にあって今回の提案がなされていると理解しているところでございます。

ですから、前回の資源管理分科会でもお話しさせていただきましたけれども、やはりこれは公平性をもって、守らない人が得をするような話になってはいけないと思います。あくまでこれを皆さんで関係者一丸となって守って行って、日本のスルメイカに関する資源管理の制度を確立して行って令和9管理年度を迎えていくべきだというふうに思いますので、意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村です。

再度確認なんですけど、現行水準で目安数量だけが出されている都道府県は採捕停止を法制度上できないんですか。運用上できないんですか。できるようにすれば、ある程度の例えば本当の目安数量は目安なので、きっちりで止めることはできないかなとは思いますが、例えば2倍になったらとか、先ほどおっしゃった7ページの例で言ったら700トンになったらとかそこで停止ができれば、目安であってもこういう令和7管理年度みたいなことにはならないんだと思うんですね。そこは多分明確に赤塚室長だったらお分かりになるかなと思ったんですが、いかがでしょうか。あと、できれば根拠も教えていただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 いろいろ評価していただきまして、ありがとうございます。

現時点で私が申し上げられることとすると、運用として「現行水準」の府県に対して

は、配分数量を定めていないため、知事による採捕停止命令の発出は行われなかったということとでやっております。その背景としますと、先ほど触れました全体の漁獲量に対する数量がある程度以下の都道府県については、同じようにするのではなく、ある程度そこは弾力性を持たせるということで、運用の世界だと言われれば運用の世界だと思います。法律の実施に関して行政庁が任されていると考える範囲内で私どもの判断でやっているところです。

○東村委員 私が見聞きした例でいうと、やはり目安数量というのはあくまで目安という認識で捉えられている部分がありますので、例えば2倍獲っても大丈夫、全体から見ると実際少ないんですよね、トン数的には2倍獲っても。なんですけれども、その認識の甘かったのがここまで来てしまったのかなというのもあって、運用ということで理解いたしました。ありがとうございます。

○山川分科会長 水産庁から命令ではなくて要請みたいな形で何か言うことはできないんですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。私どもは漁獲量報告を都道府県の方からいただいておりますので、目安となる数量を超えた場合においては、現行水準の範囲内で収まるように、やるように求めているところです。

○山川分科会長 いろんな議論がなされていまして、今後の大きな内容についてもいろんな言及がございました。

まず、取りあえず令和8管理年度のTAC及び配分数量の変更、これをどうするかという点に議論を戻したいと思います。先ほどのペナルティ云々の議論について関連することで私から1点質問ですが、令和7管理年度で小型するめいか釣り漁業が超過した分は留保に入れると。その留保から北海道、富山県、長崎県には追加配分をするけれども、青森県、岩手県、宮城県については追加配分をしないと、そういう案になっています。その留保の今後の扱いについて、仮にスルメイカの漁獲がかなり積み上がってきて、青森県、岩手県、宮城県でもかなり獲れてどんどん今後も積み上がりそうだという状態になったときに、ほかのところではあまり獲れていなくて全体としてはまだ留保枠に結構余裕があるという場合に、青森県、岩手県、宮城県について追加配分をすることができるのかどうかという辺りが担保されているのか、いないのかによって、本当のペナルティになるのか、あるいは追加配分の時期が若干ずれるだけといった理解になるのか、かなりトーンが違ってくるのではと思います、その辺りはどうですか。

○資源管理推進室長 山川分科会長、ありがとうございました。

まず、資源管理基本方針の関連条文でございますが、前管理年度の超過分を差し引いた分については国の留保に入れる、留保からの配分に際しては都道府県を優先するとなっています。その条文を見れば、今後の対応における一つの道が示されていると理解していただけだと思います。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 考え方は分かるのですが、2月の段階でそれは公平に数量明示のところに配分すると書いてあるんですよ。それについての答えは、この件はペナルティじゃないという話じゃないですか。前年の場合は、そういうルールがまったくない中でペナルティでないと言いながら、実質的にはペナルティになってしまう可能性はありますよね。それについての回答はどうなるのでしょうか。

そうすると、これを実施した場合、これを聞いた漁業者は「えっ、どうなっているの？」と思いますよ。青森の県知事からもいろいろ要請があったのではないですか。「おかしいじゃないか、後出しジャンケンで」ということになってしまいます。ここまで強く言う必要性もないと思いますが、しかしながら、後で、今年も多く獲れる可能性がある中で、去年の数字も反映されていないこの配分では、今年度もどんどんたくさん獲れてしまい漁獲が積み上がった場合には、一旦は配分しないけれども、しっかりと追加配分で漁獲枠を出しますよというようなことがないと、私は逆に言えば片手落ちだと思います。

○山川分科会長 今の議論につきまして、ほかの方から御意見ありますでしょうか。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 三浦委員、その文書を今持っていらっしゃるんですか。ちょっと読んでいただけますか、その部分だけ。

○山川分科会長 ここに書いてあったのは、資料の4ページの黄色の部分ですか。

○三浦委員 そうです。2月20日の資源管理分科会の際の資料5－9の28ページです。令和8管理年度の国の留保に繰り入れた後というところは、令和8管理年度の当該区域から差し引いた2月20日時点での未確定な数量というのは小型するめいか釣り漁業で超過した分、これを留保に入れた後ということになります。留保に入れた後、当初配分の比率に応じて数量明示の道県に配分すると。今回、数量明示に宮城県も岩手県も青森県もなるわけじゃないですか。ということはそこにも配分すると言うように、これは読み取れるわけですよ。でも、それが違うのであればまたこれは違ったことになるので、そういったこと

がいろんな漁業者の不信感につながる可能性がありますよということです。また後出しジャンケンなのかと。

事前に決められたルールであればそれを守るのは当たり前の事だと私も思います。しかしながら、ここに明示してあるにもかかわらず、配分しませんということになると、また、後出しジャンケンだ、と言わざるを得ません。

○山川分科会長　いかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員　何度も恐れ入ります。東村でございます。

今三浦委員がおっしゃったことに関してですけれども、これが2月の時点では出ているとすれば、青森県、岩手県、宮城県、要は追加配分しないところが大幅に超してしまったというのはどの時点になるのか。この2月の時点ではそうではなかったけれども、その後超したというのと、この時点でもう既にすごく超していたというのでちょっと状況が変わってくるのかなということは考えられるのではないかと思って確認させていただきます。すみません、水産政策審議会にずっと出ているのに記憶が飛んでいて恐れ入りますが、お願いします。

○資源管理推進室長　ありがとうございます。

水産政策審議会の2月20日の時点において、青森県、宮城県、岩手県については目安となる数量を大幅に超えていました。なので、ここでは割愛していますが、2月20日の水産政策審議会にて管理上必要だということで、令和8管理年度はこれら3県を「数量明示」化することについて了承頂いたところです。

○東村委員　ここで数量明示。

○資源管理推進室長　令和8管理年度から3県は数量を明示して配分することについて、2月20日の水産政策審議会でお諮りをして御了解いただいたと。

○東村委員　ということは、この数量明示に配分しますよというのとこの3県が数量明示になったというのは同時期というか同じ日ということで間違いないですね。

○資源管理推進室長　そうです。

○東村委員　ありがとうございます。そこをどう捉えるかですね。

○山川分科会長　木村委員。

○木村委員　あまり多く言うつもりはなかったんですが、前回ちょっと申し上げたんですが、多少超えたからといってそれをペナルティにすること自体が数量明示であって

あくまでも目安量である以上、I Qを導入しているわけじゃないので、これは。だから、多少のことは仕方がない。

あともう一つは、データの集積がきちんとできていない。スルメに関しては全然できていないので、自分が超えているんだか超えていないんだかよく分からない。水産庁の方もデータが上がってこないからよく分からないという段階で、そういうプロセスの中で、実は資源量が減っていて漁獲量も減っていたからしょうがないというのが今まででした。ところが、漁獲量が今は増えてしまっちゃったので、極端に。それが顕在化したというのが今回の議論だろうと思います。

そうすると、そのために今回はT A Cの量を大幅に上げたんですよ。大幅に上げてしまったがゆえに、はっきり言うと、この上げた漁獲量を更に超えるということを多分あまり水産庁も想定していないと思いますね、大体これは。これを超えるだけの漁獲量を6万何千トンでしたっけ、7,000トンでしたっけ、去年が1万9,000トンぐらいですよ。足りていって2万幾らぐらいになったわけですよ。だから、それに関しては水産庁も今それを大きく超えることを僕は想定していないのかなというふうに実は思っています。

その中でペナルティがどうのこうのという議論は、私は昨年度に関してはかけるべきではないんだけど、一応形式的にかけようというのが今回水産庁の御提案だと思います。ある程度これは水面下の調整が行われてきているというふうに私は思っていますので、皆さん各都道府県の方も一定の御理解を頂いた上で、水産庁が水政審に今御提案しているものというふうに理解していますので、私自身この提案は今日ここでもって了とするというのが私の提案です。

審議会の役割は何かというと、イエス・オア・ノーなんです、ここは。駄目だったらばもうこれはノーでもって否決するんです。大臣にそのように答申するんです。そうすると、新たにもう一度水産庁は練り直してきてやるというプロセスがあるので、その点は我々がかなり慎重に考えて議論していかなくてはいけない場であろうというふうに思っていますし、それに耐え得る提案が水産庁から出てきているものと私は今確信しています。

その上で、では今度令和9管理年度以降どうするのかという多分議論が今、本当はこれ協議事項なんですよ。審議事項ではないんですよ、これは。なので、協議事項も審議事項も一緒になって議論しているのがこの審議会のとても悪い点です。一応協議事項的になっちゃっているんですけども、令和9管理年度以降どうするのかということについては、令和8管理年度をどういうふうに運用していくのか。私の理解では、水産庁はきちんと5

トン未満の小型のイカ釣りの方々も含めたデータを今年は集めてくるんだろうなと私は期待しています。そうすると、できるかどうか分からないよ。できるかどうか分からないんだけど、僕は期待しています、それは。水産庁はその努力をするんだろうと思っています。

解決案の一つとしては、2月なんかに提示したらもう全然駄目だから、やっぱり早い段階で今こんな感じよというグラフをきちんと水産庁がそれこそホームページでグラフ化して出していけばいいんですよ。そうすると、超過分がどのぐらい分かるし、あの県はいっぱい獲っているとか、あとはいろんな漁業体によっても違うものが獲れているとかというものが大体グラフの傾斜から分かってくるから、目安をどう超えていくのかということは私分かると思うんですよ。その段階で皆さん自主規制すればいいんじゃないですかね。

I Qを導入できない以上、私はそういうふうな運用でやっていく日本人のメンタリティーで、古い日本人の古き良きなのか悪しきなのかよく分からないけれども、メンタリティーで運用していくというのがやはり今のイカ釣りの問題の解決の方法なのかと思いますので、そろそろこの議論に関しては、この諮問事項を否決するか可とするのかを決めていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの木村委員の御意見につきまして、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合、釜石でございます。

一つだけちょっと指摘をさせていただきたいのは、目安数量の話が今木村委員の方から出されておりました。超えてもいいと、結果的に超えても何も行政指導やら何かはかからないのかもしれませんが、あくまで操業する方の立場、漁獲する方の立場とすれば目安といっても指標になるわけです。それを超えないように漁業者は配慮してやっていくというふうに令和8管理年度では向かっていこうとしている中で、この水産政策審議会の資源管理分科会において超えてもいいんだという話に私はならないというふうに理解をしています。やはりその指標を目指して、今、木村委員もおっしゃっていました小さい船の情報もこれを拾い上げて、正確な数量をもってこのTAC設定を達成していくんだというふうに理解をしておりますので、意見しておきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 たしか小型漁船について集計が遅かったということで、追加配分は相当少なかったと思うんですね。それは相当な努力があつて、例えば漁業組合の私も代表を長くやっていますけれども、漁業組合の能力だって今簡単にここと言えますけれども、簡単に上がる数字じゃないですよ。まして所管している魚市場に揚げればいいんですけれども、そういう船はいろんな市場に揚げますよね。それをタイムリーに上げてくるというのは結構な手間だと思うんですけれどもね。

それは今木村委員が言っていたことを僕は否定しているわけでもないんですけれども、作業が大変だということを漁業組合の人間が言わなければ言う人がいないものですから、努力はできると思います。でも、それをタイムリーにすることは非常に大変だし、あともう一点、赤塚さんに聞きたいんですけれども、数量明示になった県がもう一県あったはずですね。長崎県は何で数量明示になったんでしょうか。そのことを聞きたいです。定置が盛んなものですから。

○山川分科会長 では、長崎県の件につきまして。

○資源管理推進室長 日吉特別委員、スライドの7枚目を開けていただけますでしょうか。

参考1として資源管理基本方針の条文を入れています。長崎県は、第5の3の(2)にあります「漁獲量上位の都道府県」に該当しない都道府県です。ですが、この規定のただし書で、当該都道府県が希望する場合には配分数量を明示することとなっております、長崎県の方から数量明示を希望するということを受けまして、令和8管理年度も配分数量を明示することとしたものです。

○日吉特別委員 T A C 管理を長崎県が希望してきたということですか。

○資源管理推進室長 そうです。数量明示することということです。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 中島特別委員。

○中島特別委員 前回のこの分科会で議論になったのは、第1点として現行水準なのに大幅に数字が上がってかつ数量明示になった県、これがそのまま放置していいのかと、ペナルティをかけるべきじゃないかというのが第1点の議論で、第2点の議論として、小型するめいか釣り漁業の超過した分、これは国の留保にして配るようにしているけれども、これを配っていいのかというのが議論だったと思います。第1点の議論はたくさんの意見が

出たというふうに記憶しておりますし、それをまとめたのが今日の提案だろうと思います。

第２番目のここの言葉ですよね。先ほどから問題になっていましたスライドの４の分科会でいただいた意見というのは、この青森県、岩手県、宮城県に追加配分しないことは、前半の議論でペナルティというのが問題になりましたから、ペナルティというのはやっぱり減らすべきだよと。ペナルティをかけて減らすべきだよとというような議論もありました。その関係もあって追加配分しないというのは、これはペナルティに当たらないよと。だから追加配分しないでもいいじゃないかと、これが大勢の意見だったと思います。私の理解では。ですから、もうここは追加配分しないという意見が前回多かったので、私は今日水産庁の方から提示されたこの両案でよしとしていきたいと思っています。

以上です。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 私も前回の発言のときには、新たに決めるルール、これから配分するものについてはペナルティに当たらないんじゃないかということで、これから決めていくというのは良いのではないかと発言をしました。しかしながら、これは２月の資料に書いてあったことを知らなかったのが良いと思いましたが、事前に書いてあったのであれば、それはまた違う事になるので言わせていただきます。

そうした中で私が気にしているのは、ペナルティという言い方はおかしいと思います。それはペナルティではないのだから。それは決まっていないルールの中でペナルティとならない中で、そのような言い方をすると漁師を侮辱している事になります。そのことは変えていただきたい。また、今後漁獲が増えた場合、分科会長が言われたように増えた場合でも追加配分をしないんですかと。そこはノーサイドで増えた場合においてはみんな公平に配分していくんですかという質問に対してもお答えがなかったのが、そこはしっかり答えていただかないと。漁師の立場に立って言わせていただきます。

○山川分科会長 先ほどの留保から今後の追加配分についてこれら３県の扱いはどうするのか、その辺りなのかなと思いますが、その辺り何か水産庁としてお考えはございますでしょうか。

○資源管理推進室長 三浦委員、ありがとうございます。

今回の結論である、配分数量の変更の案を説明するときに口頭で今後についてということで私が申し上げたのが、まずはそれぞれの配分数量を遵守してもらいたいということです。その中にあって私ども水産庁といたしましては、大臣管理区分や都道府県において、

仮に配分数量が逼迫する場合には他との仲介を行い、融通の調整が円滑に進めるよう努めてまいります。これが答えとなります。

○山川分科会長 融通等の中で調整していくということですか。一方、枠を超えそうになって融通だけで済まないような場合、追加配分とかの扱いをほかの北海道、富山県、長崎県とかと差をつけるのかつけないのかという辺り、どちらを優先するとかいったことがあるのかないのかという点はどうですか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。こういった融通を行ってもなお超えそうな場合はどうするのかという御質問と理解しました。

明示的な答えがあるものではなく、今の資源管理方針の規定の中で答えるとすれば、超過リスクに備えて定める国の留保からの配分については、農林水産大臣が必要と認める場合とするという規定がありますので、その規定を用いることについて、水産政策審議会で議論させていただくということはあります。

いずれにいたしましても、まずはこの融通が円滑に進むこと。そのための調整が進むよう私どもとしては努めてまいると、そういうふうに考えています。

○山川分科会長 岩田特別委員。

○岩田特別委員 イカの話題で何もしゃべらないのも何かちょっところばしくなってきました、振り返ってみれば昨年からずっとイカの問題を随分提案させていただいて、非常に1年間大変で疲れたなという思いがあるんですが、振り返ってみますと、昨年もしろんな問題を提起した中で、やはり小さい団体というか小規模の零細事業というのはどうしてもデータの提出というものが後に後になるんですね。

ですから、御承知のように我々も小型イカ釣りとして底引きの方やまき網の方や中型イカ釣りの方々と話合いをしても、我々が情報の収集ということで不手際があって、いろんな矛盾点を感じながらも、最後にはいろいろ決めてきたことに従ったという流れを見ながら今の話をそれに準じて聞いてみますと、やはり赤塚さん、小さい船はなかなか今までは認識が甘いわけじゃないんだろけれども、何か大きな注目も浴びていないし、自分たちが地元で守る、港を守るために一生懸命だったから、それに対して急に法的なものをかぶせるような、何かそんなイメージがあって、もう少しぬくもり、ぬくもりといった言葉は悪いかもしれないけれども、もう少しチャンスを与えるというようなやり方、そこが今三浦さんたちが言う急に頭をたたかれて反省せよというのも何かおかしいんじゃないかという答えになるんじゃないかなと思って、いろんな業態があるわけですから、その中で沿

岸の島国の業者が一生懸命やる中で機会を失わないように、そこだけはやっぱりまた昨年
も同じようなことを言いましたけれども、やってほしいなど。

庁内の中に強烈に法的に厳しくて罰則を与えようという方もおられるかもしれませんが、
何とか我々といつも会話をしているせめて皆様方にはその辺のことを理解してあげてほし
いなというふうに思います。甘い考えじゃなくて、いろいろと機会を与えていただきたい
というふうに思っております。

○山川分科会長 いろいろと議論が出てまいりましたけれども、おおよそ御出席の委員の
方々からそれぞれの御意見を頂いたと思います。

最終的には木村委員おっしゃるようにこれを是とするか非とするかということになるの
だろうと思います。令和9管理年度以降の現行水準の扱いについては実際諮問事項の中に入
ってはいませんが、協議事項という理解でいいと思います。一方、令和8管理年度のT A
C及び配分数量の変更、これについて是とするのか非とするのか。議決権があるのは委員
の方々ということで、特別委員の方々はそれに対して意見を言っていたくという線引き
には一応なっているわけですが、委員の方々、いかがでしょうか。

目安水準とはいっても、それをある程度遵守していたところとそうでなかったところ、
あまりにも大きく超えていたようなところとの間で、やはり何らかの公平性の担保が必要
ではないかという御意見は前回の議論の中でもいろいろいただいていたと理解しておりま
すし、それから、ペナルティとは何なんだという議論の中で、青森県、岩手県、宮城県に
追加配分しないことはペナルティには当たらないと理解しているというご意見もありまし
た。一方、今後の追加配分において、これら3県と北海道、富山県、長崎県とどういう位
置づけで議論していくのか、その辺りは最終的にまたこの水産政策審議会の場合での議論と
いうことになるのだろうとは思いますが、特別明示的に青森県、岩手県、宮城県について
は今後の追加配分等について不利な扱いをすとか、何かそういう明確な申合せといった
ものも今の段階ではないわけですね。

そういう中で、今回のこの提案を是とするか非とするか。非とすると、またもう一度案
を頂いて審議するというプロセスをもう一回経ないといけないということにもなると思い
ますが、そうすると、この追加配分の時期もそれだけ後回しになっていくといこともござ
いますし、前回かなりこの点について議論して、それをある程度こういった形で反映した
案にいただいたということもございますので、私としてはこの案で是としてもいいの
ではと思いますが、委員の方々、いかがでしょうか。

では、本件についてはいろいろな議論があったわけですが、今後の令和8管理年度内での運用をどうしていくかについては今後の審議でいろいろ御議論いただくということを条件にしまして、これについては原案どおり承認をしていただくということでいかがでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、そのように決定させていただきます。

令和8管理年度のTAC及び配分数量の変更についてはそのように決定いたしますが、令和9管理年度以降の現行水準の扱いについて、更にもう少しこういったことも付け加えて意見しておきたいという方がいらっしゃいましたら追加で御意見いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。高橋です。

ちょっと今回の論点に直接は関わらないかもしれないんですけども、この現行水準という制度自体はスルメイカに限らずほかの業種でもあると認識しています。今回スルメイカの資源が先ほど木村委員のお話にもあったように少ない状態で、ただ、ちょっともしかしたら資源が回復していたかもしれないというときに起こってしまったので、こういうふうにちょっと具体的に出てきた課題だというふうに認識しています。

なので、今後ほかの資源でも同じことが起こらないとは限らないと思うんですね。そういう意味で、この現行水準という制度の課題というのが明らかになったいい機会なので、ぜひスルメイカに限らずほかの資源でも最低限このような資源にインパクトを与えるような事態にはならない最低限の何か運用上の仕組みというのができるといいなと思っているので、スルメイカで議論をしていくことになると思うんですけども、それをぜひ早急に横展開することも検討していただきたいと思います。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございます。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 最後に魚価のことを言っておきたいんです。数量は厳しかったんですけども、実は魚価は相当よくて皆さん結構潤ったはずなんですよね。何倍かになっていました。このことがここで議論されないのはちょっと疑問だったので、魚価で結構潤ったはずです、厳しい管理の中。これを一つ付け加えたいと思います。私自身もそうなので、イカを獲っている漁業者なので、そう思います。

○山川分科会長 どうもコメントありがとうございます。

津田特別委員。

○津田特別委員 ありがとうございます。

これは可能かどうか分からない話なんですけれども、実際やっぱり今日もいろいろ議論が出ている中で、やっぱり現場のことが分からないと議論できないんじゃないかというのはすごくあって、やっぱりここでイカが獲れているわけじゃない。やっぱり現場で獲れている。現場でどういう作業をやっているか分からないと、あと例えば資源評価の現場をどういうふうにやっているかみたいなのも分からないと、やっぱりここだけで議論するというのは僕らも解像度が低過ぎているなというのはすごく感じるんですよ。

なので、こういったのが可能かどうか分からないんですけれども、例えばこの分科会でどこが現場視察に行くみたいな、実際どういうふうに漁村で本当に数量管理をやっているのかだとかどういうふうに評価をやっているのかとか、我々自身がそれを学ぶというのもすごい重要な気はするんですよ。

その上でやっぱり現実に即した制度なりをつくっていくというのがあり得るような気はするので、どうしても自分専門じゃないからみたいな解像度の違いがある中で議論するとやっぱり難しいんじゃないかなと思うので、もし可能であればみんなで現場視察に行くみたいなことができるといいなと思いました。遠足みたいな感じです、視察。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

渡部委員。

○渡部委員 令和9年の管理年度以降の現行水準の扱いについてということでこちらの方にこれからも進んでいくんだろうというように思いますけれども、先ほどから各委員の方々にやっぱり出ていましたけれども、ここでこうやって議論していったって、いろんな議論があって、それも関係者はよく知っているけれども、ちょっとやっぱり例えば現場で毎日朝から晩まで働いている人がそれを全部知っているかというところでもない。その中で2番にも書いていますけれども、よく役所の方はホームページに掲載していますよということで十分説明を果たしたというような傾向があるかなと思うんですね。でも、逆に何かを周知しなさいといって国民に求めた場合には、ホームページに載せていますと言うと、それだけじゃ駄目ですよと。何回以上官報に載せなさいとか、官報こそ誰も見ていないのにそんなことを求めたりやっぱりするわけなんですよ。

ですから、やっぱりこの周知の方法をもうちょっと広げていただくと。今の時代みんな

パソコンを持っていて、スマホを持っていますけれども、ホームページまで見るという人はいないですね。見てそんなに面白いものでも何でもないですから。やはりその辺でもうちちょっと周知する努力というものをうまくここに表していただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

それでは、本日の水産政策審議会第146回資源管理分科会において諮問のありました諮問第512号から514号及び第516号について答申書を読み上げます。

答 申 書

8 水 審 第 12 号

令和8年6月11日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和8年6月11日に開催された水産政策審議会第146回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

○山川分科会長 記以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略します。

この答申書を柿沼資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書を手交)

○山川分科会長 では、この辺りで休憩を取りたいと思います。

16時15分まで休憩ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、全ての委員がおそろいですので、議事を再開したいと思います。

それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が3件あるということです。

まず初めに、次期水産基本計画に向けた検討状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 水産庁漁政部企画課長の清水と申します。初めてこの分科会には参加させていただきます。よろしくお願いします。

私からは、次期水産基本計画に向けた検討状況についてということで御報告させていただきます。

4月20日に、水産政策審議会の総会と企画部会が合同会議で行われまして、そこで水産基本計画の改定について諮問がなされました。

水産基本計画は、水産基本法に基づいて、おおむね5年に1回見直していくという水産行政の中期計画になるわけですが、来年の3月で、今の水産基本計画ができて5年ということで、4年経過したということで次の基本計画に向けた検討を今年度させていただくという形になっております。

5月29日に行われました第117回企画部会では、海洋環境変化への対応ということで、資源調査・評価、資源管理等について御審議いただきました。

資料7がそのときの資料になります。

2枚のスライドを1枚にしていますので、字が小さくなっていて恐縮ですが、資料7に基づいて御説明させていただきます。

全体の構成としましては、目次とありますけれども資源調査・評価と水産資源管理、あと国際的な資源管理という3本立てになっております。

資料をおめくりいただきまして、裏面の左下に2と書いてある2ページです。こちらの方は総論的な内容になっておりまして、我が国水産業の今後の展開方向ということで、気候変動への対応ですとか、世界的な食糧需要の増大ですとか、不安定な国際秩序といった状況を踏まえ、国内でのたんぱく質供給の15%を占めている水産物、こちらの供給が減少すると、日本の食料安全保障に支障を来す、そういったリスクが高まっているということで、海洋環境の変化を踏まえた資源管理の着実な実施による漁獲量の維持・拡大などにより、水産物の生産・供給量の増大を目指すということで、それによって食料安全保障の確保ですとか地域経済の活性化、雇用の創出に結び付けて、世界の食料安定供給への貢献と

我が国の発展につなげていくという対応の基本方向としております。

そのための水産業の課題解決に向けてということで、漁業、養殖業はもちろんなんですけれども、それを支える加工流通業ですとか、サプライチェーン全体、水揚げ漁港・市場、燃油・資材供給、あるいは生産資材である造船業、そういったサプライヤーも含めた変革が必要だということで、それを技術面の活用ですとか協業化・法人化、あるいは海業などの多角化で漁業経営の在り方も含めた変革を行っていく必要があるという全体の認識を書かせていただいております。

今日の本題であります資源調査・評価の方に入っていきます。

右下のページでは3ページのところです。現行水産基本計画の検証についてということで、今の水産基本計画の内容の要約を上にかかせていただいておりますけれども、取組達成状況等、現状の分析などを書いておりますが、1枚、1枚説明していますと今日頂いている時間では説明し切れませんので、説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、左下で4ページですけれども、現状の分析ということで資源調査・評価につきましては、水温等の海洋環境データなどについては、情報収集自体は一定程度進んでいますけれども、資源評価に使えるようなデータとしては整理されていない、あるいは調査に用いる調査船の老朽化などが進行しています。

先ほど来、今日も御審議されていましたが、資源評価結果の不確実性が大きくなり現場感覚との乖離も指摘されている、あるいは水産機構は、資源評価の説明動画の公開と情報提供に努めているが、資源評価の内容が難解であり漁業者等の理解が必ずしも十分とは言い難いというふうに現状を分析しております。

下の参考1、資源調査・評価はどのように行うのか、参考2、資源評価のスケジュールといったところは資源管理分科会の委員の皆様は既に御承知かと思しますので省略させていただきます。

端的に資源評価の高度化に向けた課題ということで取りまとめておりますのが、右下の5、スライドでは9番目の資料になりますけれども、我が国全体の労働人口が減少していく中で長期的には資源調査に関わる調査員の減少も不可避です。

また、調査船の老朽化も進み資源調査のリソース自体が弱体化しているというのが課題と認識しています。

また、海洋環境がどんどん変わっていく中で資源評価の精度向上を図るためには、資源評価に活用可能なデータの不足ですとか、データと資源評価時期のタイムラグ、こういっ

たことも課題であろうというふうに考えております。

おめくりいただきまして、6 ページになりますけれども、こういった課題を解決するために今使えるものとして技術展望ということで、資源調査・評価に使えるものはどんなものが今あるかということで、こちらでは海洋ドローンですとか、自動観測機器ですとか、そういったものを紹介しております。こういったものを使ってなるべく省力化、省人化によりデータ収集などを行っていく必要があるというふうに考えております。

7 ページですけれども、今後の対応方向ということで整理しております。

資源調査・評価につきましては、海洋環境の急激な変化を的確に捉えた資源評価の確立に向け、活用可能な漁獲データですとか海洋環境データの蓄積を進めるとともに、これら多様なデータを資源評価に活用できる手法や効率的な解析技術の開発を推進していく必要があると考えております。

海洋環境データの収集もそうですけれども、一番下のところで書いておりますが、やはりオペレーターや調査員も含めて将来的なリソースを確保していく、それはもちろん重要ですが、限られたリソースの中で効率的、効果的な調査が実施可能になるように検討していく必要があると考えております。

続きまして、水産資源管理になります。

おめくりいただきまして、左下のページ番号で8 ページを御覧いただければと思います。

現行の水産基本計画では、T A C 魚種の拡大を推進し、令和5 年度までに漁獲量ベースで8 割をT A C 管理していくとか、そういったことが書かれておりまして、取組達成状況、現状の分析といったところは、14枚目のスライドに整理しております。

その下の15枚目のスライドでは、現状の分析ということでT A C 管理につきましては、正にこちらの分科会などでも御審議していただいているところですのでけれども、進捗状況ということで右側に載せておりますが、ステップアップ管理、ステップ1 からステップ2 といった形で徐々に進めているという状況でございます。

おめくりいただきまして、9 ページを御覧いただければと思います。

現状の分析の2 ということで、T A C 対象資源の管理の成果ということでございます。

今、神戸チャート、令和2 年度と令和6 年度を載せておりますけれども、左上の赤色、漁獲の強さが強くて、親の魚の量が少ないという部分にあった資源が、令和2 年度から令和6 年度にかけては減少して、下の黄色又は緑の部分の方に移行しているということで、一定の成果は出ているのではないかというふうに考えております。

おめくりいただきまして、10ページを御覧いただければと思います。

沿岸漁業では少量多種のローカル資源が経営上重要であるということで、資源管理協定に基づいて資源管理を行っているというところを御紹介しておりますが、ちょっと説明の方は時間が限られていますので割愛させていただいて、19枚目のスライド、2－3水産資源管理の着実な実施に向けた課題というところを御覧いただければと思います。

海洋環境が大きく変化する中で、これまで以上に多くのデータが的確な資源管理を行うためには必要になっているということで、下のTAC管理の真ん中のところにありますけれども、先ほど来、出ております漁獲量の迅速な把握ですとか、過去の漁獲実績に基づくTAC配分と実際の来遊状況がミスマッチした際に、管理区分間の融通を円滑に行うこと等によりそのミスマッチを解消する。資源の特性と漁業の実態に応じた適切な数量管理体制が必要であると考えております。

続きまして、次の11ページが今後の方向性ということでまとめております。

引き続きMSYを実現する水準に水産資源を維持又は回復させるという目標の達成を目指して、TACを基本とする資源管理を継続していくべきである。一方、非常にその漁獲報告の負担感がございますので、これを軽減するデジタル化ですとか、TAC設定の基礎となる資源評価の高度化も推進していく必要があると考えております。

下の図で、IQ管理の推進による漁業構造の転換とありますが、規制緩和・撤廃を進めて、そのIQ管理の実が上がるといいますか、漁法や船舶の規模にかかわらず漁獲可能、操業効率の向上による収益性の高い操業体制の転換といったことにもつなげていくような形にしていくべきであるという方向性でございます。

20枚目のスライドの最後のポツのところにありますけれども、ステークホルダー会合やTAC意見交換会における資源ごとの具体的な管理方策の決定に関する議論に加えて、資源管理の意義や高度化する資源評価そのものについて理解していただくところを促すということと、この漁業者・研究者・行政官の信頼関係を築く機会を提供するための意見交換プログラムの取組を拡大してはどうかということで、その下の21枚目のスライドに米国のMREP、海洋資源教育プログラムについて御紹介しております、こういった内容を我が国でも進めていくべきではないかと考えているところでございます。

おめくりいただきまして12ページですけれども、2－5ということで実効性ある資源管理の取組ということで、漁業取締り、密漁防止、漁獲監理について引き続き進めていく必要があると考えております。

今後の方向性としては、取締り能力向上、無人航空機の活用や他国の取締機関との連携、あるいはその効果的な取締りの推進というところが必要であると考えております。

13ページを御覧いただければと思います。最後に国際的な資源管理ということで、まず国際的な資源管理の現状を整理しております。

例として二つ、中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCの議論で、太平洋クロマグロの漁獲枠増大を勝ち取ったといいますか、進めているということでございます。

あと右側がNPFCの議論で、サンマの漁獲枠、こちらの方の漁獲上限もいろいろありますけれども削減する方向で進めてきているということでございます。

おめくりいただきまして、14ページですけれども、こういったRFMO以外の部分の環境規制など、そういったことが議論されているところでも、この漁業に影響を与えるような議論がなされることが増えてきていて、昨年12月のCITESの関係ではウナギに関しては否決できたわけですが、ほかのものについては26枚目のスライドで整理していますが、可決されることの方が多いということで、こういったところも力を入れていかなければいけないと考えております。

最後15枚目ですけれども、国際的な資源管理等の課題と今後の方向性ということで整理させていただいています。RFMOでの交渉に力点を置きながら、ほかの二国間、多国間での交渉における横断的な対応も模索していく、RFMO以外の漁業に影響のある国際的議論についても、各国の漁業当局との連携を強化するなどして対応を進めていくという形にしていくべきと考えております。

資料の説明は以上でございまして、この資料を基に企画部会でどのような意見があったかという主なものを御紹介させていただきます。

まず、資源評価結果への漁獲量データの反映というところでは、やはりその資源の獲り控え、そういったところを資源評価結果に反映できるようにならないと、なかなか漁業者の理解というのは進まないのではないかと。資源管理だけでなく漁場機能の回復が大事である。栄養塩の放出ですとか、魚礁の整備、干潟・藻場の回復、そういったところをしっかりとやっていくべきではないかというような御意見もありました。

また、この資源管理分科会でも正に議論していただいていると思いますけれども、TACC報告で、正確で迅速な報告ができるようにしてほしい、直近の漁獲データの活用なども促してほしいという話がありました。

また、先ほどもちょっと議論が出ていたかと思いますが、ローカルな自主管理に

関して、資源管理と併せて海業にも取り組むとか、ほかのことにも取り組む場合には、より補助率が上がるなど、その横断的なプロジェクトを推進するような仕組みを考えてはどうかという御意見もありました。

沿岸漁業の科学的な資源調査ですとか資源管理への支援をもっとしてほしいという御意見もありました。

漁獲に関しては、マサバを例にサイズ規制を入れるべきではないかという御意見もありました。

漁獲枠の配分については、沿岸漁業への配慮、沿岸漁業への配分を多くすることが必要ではないか、あるいはその外国漁船の漁獲の影響というところも大きいので2国間対応や交渉などをしっかり行ってほしいというような御意見もありました。

また、資源管理の内容を漁業者にもっと分かりやすく、漁業者の資源管理の意識を高めてほしいといった御意見も頂戴しました。

主な御意見はそういったところでございます。

大変駆け足になりましたけれども、第117回企画部会、資源調査・評価、資源管理等の御議論についての御報告とさせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、御説明いただきました内容につきまして、委員の方々から御質問、御意見を伺いたいと思いますが、御質問に対する事務局からの回答につきましては、一問一答という形ではなくて、何件かまとめて事務局から回答していただくという形で進めてまいりたいと思います。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合の釜石でございます。

1点だけ、117回の企画部会で指摘があったんですけれども、今のお話になかったので、一つお話をさせていただきますと、9ページの上の16番目のスライドです。

これの左側にMSYベースの資源管理による資源への効果のイメージ図と書いてありまして、ここの赤い項目のところ「親魚量少なく、獲りすぎ」と書いてありまして、ここの赤いゾーンには魚を獲らなくても資源評価として、赤い位置に出てくる場合があります。

これは表現として、適切ではないのではないかという委員からの指摘があったと思います。ですから、この獲りすぎで親魚量が少なくなったという表記は適切ではないのではな

いかという指摘があったと思います。ここの部分については資料の修正が必要であろうというふうに思いますので、私の方から意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

木村委員。

○木村委員 海洋観測をするということになっているんですけれども、これのデータ公開についてはどのようにお考えなのかということの質問です。

以上です。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 11ページの下、21番目のスライド、米国でのMRE Pについて紹介がありますが、既に日本でもこういう取組をしているので、わざわざアメリカの例を持ち出さずとも、日本の例を持ち出した方がより近いものとして、やっている資源とやっていない資源があると思うんですが、やっている資源の例を出した方が親しみよく、自分たちが関わっている資源でも実現できるのではないかという説得力があるのではないかと考えて発言させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 ここでは議論されないようなことの指摘も、今の清水さんのお話に出てきたと思うんですけれども、春頃、水産白書の前の冊子を皆さんに送ってきたと思うんですけれども、最後のまとめのところ、あまりこの分科会では語られないことが出ていたのでちょっとお話しさせてください。

排他的経済水域が世界6番目というのがあって、多様な大きな水産資源の可能性を秘めている。水産庁では、こうして希少な資源を持続的に、そして対策に活用するとともに、水産業に従事する方々の生活の安定を図り、将来の担い手を確保することが重要であると考えています。はっきりとまとめのところに短い文章で出ていて、先ほどもいかの魚価の話もしましたが、全て生活なんです。ここで話していることは全て生活で、ここにちゃんとこの冊子で、多分清水課長さんのところで発行している冊子だと思うんですけれども、これを見て、ここでは全然そのことが語られていなく数量のことだけ、魚価のことも、将来的にはそういうことも、誰でも知っている、大きければ魚価がいい。そういうこともこの資源の場で、今はできなくても将来的にはしなければいけない課題だと思います。

す。

なぜかというなら、以前のように50万人も60万人も漁業者がいるわけじゃない。今、水産庁は10万人と言っていますけれども、私も組合の役員を長くやっていますけれども、そんなにいません。全漁連の三浦さんの前で言うのもあれかもしれませんが、実態はそんなにいないです、10万人も。漁業生産している漁業者はもっと少ないはずです。

だからコミュニティが小さくなったからこそ、今、守らなければいけないことはたくさんあると思うので、この発言をさせていただきました。

○山川分科会長 では、ここまで頂いた4件の御意見、御質問につきまして……。

では、もう一件、追加で。

青木委員。

○青木委員 意見なんですけれども、今回企画部会の活動内容の報告、大変感謝いたします。

この企画部会には大臣許可漁業をやっている人が委員で入っていないです。なので、この資源管理分科会で出た意見を的確にこの企画部会へフィードバックするような、そういった方向でやっていただければというのが1点。

もう一点だけなんですけれども、先ほど配分に関して沿岸が優先という、その意見ももちろん理解できます。ただ今までどおり沿岸の小規模漁業者へ融通とか、国の留保から配分するという、そういったものを重点的にすることによって、今までどおり漁獲実績ベースでの配分、そういったものを進めていった方がいいのかなという意見です。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ここまでの御意見、御質問につきまして、事務局から御回答、コメントをよろしく願います。

○漁場資源課長 漁場資源課長でございます。

水産機構が収集した海洋観測データの公開について御質問を頂きました。

データの公開というのとは違うのですが、海洋環境が非常に変化していく中で、評価の精度向上が必要と考えておりまして、そのためにはデータは十分に収集する必要があるということで、関係の都道府県とか関係の機関などとデータの交換などを実施しております。こういった取組で十分な情報を集めまして、資源評価を更に高度化していく、向上していくということができればと考えているところです。

○資源管理推進室長 東村委員からM R E Pについて御質問を頂きました。

確かに、日本でも特定の漁業において非常に似た取組があつて、今年度、予算事業でM R E Pをやろうとしておりますが、過去2年においては、おそらく東村委員が想定されている漁業において同じような取組が試行されてきたところです。

今回、米国の取組を参考にしたところの趣旨といたしましては、特定の漁業種類の、特定の漁業種類による、特定の漁業種類のための話でしょうと受け止められてしまって、こんなに大切なことが広まらないということがないよう、米国を持ち出すことで、こういった漁業者が資源評価や管理の基本的なことを学ぶこと、加えて、取組を通じて、研究者の方や私ども行政官が、資源管理や資源評価について理解を深めていくという、より野心的というか大きな目標を目指すために米国の取組を参考にしたということで受け止めていただければと思います。

○企画課長 釜石委員から神戸チャートについて御意見を頂きました。御意見というか改めて御指摘を頂きまして、すみません、この資料7はあえて117回企画部会資料を修正せずそのまま使っておりまして、神戸チャートについて御意見を頂いたのは認識しております。

あと日吉特別委員から貴重な有り難い御意見を頂いてありがとうございます。

価格については、今回の資料の例えば左下のページ番号で8ページ、スライド番号では15のT A C管理の現状の分析というところ、説明ではちょっと飛ばしてしまったんですけども、左下の方で数量管理の取組事例というところで、水揚げ時期の分散による単価の維持というようなこと書いていますけれども、そういった視点も基本計画を議論する上では大事ななというふうに考えております。

漁業就業者の数について触れていただきました。私どもの統計では12万人という形になっていますけれども、10数年前までは20万人、もっと前にはおっしゃったように何十万人といらしたわけですので、かなり減ってきているというところは承知していますし、新規就業者対策なども行っていますけれども、これから担い手をどういうふうに確保していくか、そういったことは次回以降の企画部会で御議論していただくというふうに考えております。

○山川分科会長 では、追加で御意見、御質問を頂きたいと思います。

津田特別委員。

○津田特別委員 こちらを読ませていただいて、率直にすごくいいなと思いました。5年

間かけてここに書かれていることが全部本当に実現できたら、5年後はすごく日本の水産業よくなっているんじゃないかなと思うので、何か絵に描いた餅にならず、是非これが実現できるように我々も一緒にやっていけたらと思います。

その上で、二つありまして、一つは資源管理の文脈ではちょっとずれるかもしれないんですけども、資源を増やすという視点で考えると、確かにその資源管理をやるというのはすごく重要な話でありますけれども、やはり昨今の水産資源が減っている理由は、過剰漁獲だけではないというところは皆さん同じ認識だと思っていまして、やはり海洋環境の悪化とか、例えば磯焼けが進んでいるとか、そういったところというのはすごく重要だと思います。

なので、きちんと管理をするのは管理をしつつも増やすための方策、ここに乘ってくるのかどうか分からないですけども、やはり藻場を回復させるというようなところ、そういったものをやらなければいけないのかなと思います。

その上で、全国で今、磯焼け対策で藻場再生みたいなことをやっているんですけども、地域ごとに磯焼けになっている原因というのが結構違うというのは皆さんもう肌感で感じていると思うんですけども、ここの地域でうまくいったから、ここの地域で同じことをやってもうまくいくかというとうまくいかなかったり、やはり地域で磯焼けが起きている原因というのは違うので、それを国としてデータベース化するべきじゃないかと思っていました。

例えば海洋調査をすると、ここで磯焼けが起きた理由は、恐らくこれとこれが原因だと、だとしたら処方箋はこれだ、こっちだとかこういった原因が考えられるから処方箋はこうだと。やはりそういうふうにやっていて、そもそも資源管理とは違うんですけども、増やすところ、そもそものところというのも是非取り組んでいただけたらと思います。これは1点です。

二つ目、そのデータの収集等に関していろいろな技術ができていますということで、技術の展望ということで、スライドでは10、11、技術展望のところでもいろいろ書いていたんですけども、やはりこういうものを活用していくべきだなと思います。

実際に今、海洋系のスタートアップというのが今できていてなかなかすごいなと思うような技術が出てきているんです。ただ実際、彼らと話して課題だと思うのは、実際にそれを実証する場所がないというのが結構課題です。

水産庁さんの事業だとデジタル水産業戦略拠点事業があると思うんですけども、あれ

は自治体さんと何か技術があるところが一緒になれば出せたりするんですけども、技術はあるけれども一緒に取り組んでくれるような自治体さんがいないよ、みたいなところは恐らく出せないと思います。

なので、例えば自分のところで何かそういう実証実験をしたいところというので、自治体さんに手を挙げてもらって、そことあとはいろいろな技術を持っているところを集めて、そのマッチングみたいなことをすると、もっと実証実験とかが進むのではないかとすごく感じていたので、もしそういうのも可能であれば、海洋環境、資源管理を進めていくにはこのデジタル技術とかを使うべきというか、使わないと無理だと思うので是非そういうことも御検討いただければと思います。

以上、二つです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 私は地球環境小委員会の方に、特別委員として参加させていただいていますので、その視点で御意見を述べさせていただきたいと思います。

海洋環境変化への対応と直接結びつくわけではありませんが、現在資源量の減少や、燃油価格の高騰で、漁業者は経済的負担を受けておられる困難な状況にあると思います。その中で、DX活用による省エネ型漁船導入とか、AIを用いた漁場探索など、人件費や燃油の節約につながり、間接的には温室効果ガス排出量の削減に寄与しているので、GX、グリーントランスフォーメーション、つまり、DXを使った温室効果ガスの削減効果も入れていただければと思います。

例えば今、EU向けに水産物を輸出する際に、サプライチェーン全体で環境負荷を低減することが求められてくるのではないかなと思いますし、これは加工とか輸送段階だけでなく、生産段階でも環境負荷を減らしていくことが求められてくると思うので、省エネ型漁船とか、AIによる効率的な操業は、GXの観点でも本施策に入れていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

中島特別委員。

○中島特別委員 ちょっと第1点、まず質問なんですけれども、8ページのスライド番号14番です。

現状の分析の中で、私は何度も言ってきましたけれども、海洋環境の変化による魚類の餌料となるプランクトンが減少するなどという記載がございます。

これに対する今後の検討の方向性という記載がないんですけれども、大変これは難しい問題で、どういうふうな方向で走ったらいいか私も分からないんですけれども、この辺の研究、こういったものを是非とも入れていただきたいなと思います。

私は、基礎生産力という言葉は今まで何回か言ってきましたが、私は今、瀬戸内海に住んでおりまして、私の子供の頃に比べたら、干潟の生物、これがもう全然違っています。

当時はたくさんのヒザラガイとかアサリもたくさんいましたし、カニなんかもしましたが、今、干潟にいても本当寂しいものです。これはやはり基礎生産力が落ちたところによるものだろうと思いますし、今後、魚の方にも影響し、漁業にも当然影響してくるものだろうと思っています。

その辺の研究、そして先ほどから話が出ています藻場の再生、復活、それから拡大、これについても記載を強くしていただきたいと思っております。

それから、もう一点、全くこの場の議論とは違うんですけれども、昭和40年代から始まった栽培漁業、今さらお前、栽培漁業と言うのか、と言われるかもしれませんが、種苗の放流によって増えている魚種もあります。資源評価の中でも出てきていますけれども、トラフグとかヒラメとか、こういったものがありますが、栽培漁業、一番的確な放流の方法、いつの時期にどこでやったらいいのか、そういった研究が最近もう全くなされていないです。全くと言ったら失礼ですけれども、あまりなされていません。

そういう研究も進めていただいて、資源の評価だけでなく資源を添加する、こういった方法、古い方法ではありますが、日本はこれだけの技術、50数年にわたった技術を持っていますので、是非ともそういう視点からもやっていただきたいと思います。

なぜこういうふうなこと言うかというのと、漁業者の皆さんと話をしていると、やはり資源評価の話よりも、あの種苗を放流してくれやとか、あれは放流したから増えたよとか、そういう話が結構出るんです。だから、そういう話と資源評価をうまく具合にかみ合わせながら、漁業者の理解を進めていくというのも一つの手法かなと思いますので意見として言わせていただきます。

○山川分科会長　ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員　私から2点あります。

一つは、先ほど津田特別委員のお話にもあったんですけども、漁獲データの収集というところがやはり今喫緊の課題になっているのかなと思うんです。やはり技術展望のところにもう少しそういった要素を入れられるのではないかなと思いました。

今、拝見するとやはり多くのものが海洋環境の情報、モニタリングですとか情報収集の技術は今結構ここに出ているなと思うんですけども、そういった漁獲データをいかに細かく早く収集するのかというところも、今ある技術ですとか技術革新のところで入れられると思いました。

あと細かい話になるんですけども、この技術展望のところで、やはり魚種判別と体長推定ですとか、あとエピジェネティクスでの齢査定を簡素化するというところ、資源評価の高度化にはものすごく大事なところだと思います。

ただ、これを見るとやはり今フェーズとしては1ということで、まだ5年の中でこれが本当に実装できて、資源評価の高度化が5年後にできているのかなと思うと、ちょっともしかしたらまだ時間がかかるのかもしれないという印象でした。

なので、それよりも前につなぎの技術といいますか、例えば齢査定を使わない資源評価ですとか、そういったところの要素をもう少し入れてどういうふうにつないでいって最終的にこういったすばらしい技術を使って、資源管理を高度化していくのかというところが見えると、もう少し現実的なものに見えてくるのかなと思いました。

あと2点目が、漁獲監視ですとか、国際的な資源管理のどちらに入るか分からないですけども、モニタリング、例えばWCPFCのまき網のマグロ漁業ですと、今、人がオブザーバーとして100%乗って、何を獲っているかですとか、またコンプライアンスも含めてWCPFCのルールを守っているかというところをチェックするような体制ができていると思います。

これがWCPFCのまき網だけではなくて、今、はえ縄の漁業でもある程度の割合はそういったモニタリングをしてくださいというルールが入っていると思いますし、あとNPFCの方でも今年、転載をするときにはオブザーバーが監視をすることというようなルールが追加されています。

国際的にこういったオブザーバーを強化していくという流れは、恐らくWCPFCでも今後ははえ縄のオブザーバーのカバー率というのも上がるというふうに言われていますし、NPFCの方でも、転載のときだけではなく漁獲のときからそういった監視ですか、そういったところを強化するという動きが強くなっていくと思います。

やはり人がどんどん少なくなっていくという中で、オブザーバーを人で確保するというのが難しいというのが課題になっていて、カメラでモニタリングをしようというようなところに切り替わってきているのかなというふうに見ています。

そういったところも技術の方に含めるのか、国際的な資源管理の方に含めるのか分からないですけれども、今後の方向性として恐らくそういったモニタリングを強化しようという動き、それを人に頼らずにやりましょうという動きが出てくると思うので、そういったところを水産庁としてどうやってカバー、漁業者さんをサポートしていくのかというところがもう少し見えるといいなと思いました。

以上です。

○山川分科会長 では、ここで一旦区切りまして、4名の方々から頂いた御意見につきまして、事務局から御回答をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 様々な御意見を頂きました。ありがとうございます。

津田特別委員、そして高橋委員から、技術の活用は非常に重要であるというお話を頂きました。また、活用できそうな有望な技術はあるが実証の場がないという御指摘を頂きました。

先ほど申し上げましたけれども、何しろより多くの情報を入手して資源評価の精度向上につなげていく必要があると考えておりますので、そのような有望な技術についてうまく活用していくことを考えていきたいと思います。

そして、高橋委員から頂きました漁獲情報の収集のスマート化への取組も水産庁で行っていますが、適宜、どのような形で盛り込めるかというのを考えていければと思っています。

そして、同じく高橋委員から、スライドでは11番のスライドにある4番と6番の取組は重要だが、ちょっと時間がかかるであろうから、それ以外の取組も進めるべきという御指摘がありました。確かにまだちょっと時間がかかる技術でございますので、並行して効率化していくための技術、何か発掘して取り組んでいければと思います。

○企画課長 津田特別委員から頂いた御意見の中で、デジタル水産業戦略拠点とかは自治体がやらないと、というようなお話ありましたけれども、確かにあの事業は地域を面的に、地域の皆さんが協力して一緒になってデジタル化を使っていこうというような事業になっていますので、そういう形になっていますけれども、それ以外で水産庁でいうとスマート水産業の補助とかもありますので、そういったものも活用していただけたらと思います。

が、おっしゃるとおりせっかく日本のスタートアップがあつて、それを実証しようと思つても意外と日本の漁場でやらせてもらえなくて、東南アジアに持って行って向こうで実証して、それで出来上がって逆輸入するみたいな話があるというのも聞いていますので、その辺のところはこれからしっかりやっていきたいと思ひます。

ほかの方からも頂いた漁場の回復とか、そういった藻場の再生とか、その議論につきましては、企画部会では多分8月か9月ぐらいに、そういった漁場の整備ですとか、漁港の話ですとか、そういったものを御審議していただく会を設けようというふうに考えております。

栽培漁業につきましても、次の次の回ぐらいのところで議論していただく会があると思ひますので、そこで中島委員のおっしゃった的確な放流の方法の研究とか、そういったことも取り上げるようにしていきたいと考えております。

○漁獲監理官 高橋委員からオブザーバーについて御質問がございましたけれども、正におっしゃるとおり、各地域漁業管理機関でオブザーバーのカバー率を上げていくというようなことが行われておりまして、その際におっしゃるとおり、なかなか人間のオブザーバーの確保が困難ということで、そのカバー率が上がった分については、いわゆる電子モニタリング、漁船にカメラを設置して、それを記録して後ほど解析するような形の電子モニタリングが代替手段として認められています。

外国企業では、そういう電子モニタリングのカメラ、ソフト等が開発されたりしておりますし、国内でも津田特別委員が言われたようなスタートアップの会社の方でそういった開発が行われておりますので、今、水産庁の方でも試験的にそういったものを導入して、活用してくるというようなことを進めているところでございますので、おっしゃるとおり今後の5年間基本計画の中で、そういった電子モニタリングについても進展が進められるように頑張っていきたいというふうに思ひています。

○漁場資源課長 中島委員から、スライド14番でプランクトンの減少についてご指摘がありました。ご発言にありましたように、増やしていくというのは難しいところがあります。

一方で、少なくとも調査は行っているということを御紹介したく、スライドでは10番なんですけれども、一番右端にあります自動プランクトンの計測器、プランクトンの分布状況を調べるのは大変なんですけど、プランクトンカメラという機器を導入して、どのようなプランクトンがどの深度に存在しているかという餌料環境に関する情報の蓄積というのを進めていく方針です。

○山川分科会長 川原特別委員。

○川原特別委員 企画部会での議論ということで、そうしますと現場というか、より生産に近いところだけではなく、もう少し先の流通ですとかそういったところの議論もあるのではないかと思います。

今回、御説明いただきました中に、もちろん漁獲情報をもうちょっとデータ化していきましょうとかそういった話もあるかと思うのですが、それが流通の方にもきちんとつながるような形で水産物を扱っている会社やそういった組織がきちんと使えるような形でつなげていくような、そういった方向にも向けていただくことができればと思いました。

それともう一点、国際的な話の中で今後の方向性の中で、RFMO以外の漁業に影響のある国際的な議論が今後もっと進んでいくというような方向に行くのは非常に理解しております。増えているなと思いますし、こちらも民間との意見交換なども今後進めていく機会があれば、有り難いなと思いましたので意見として述べさせていただきます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 技術のところでもう一個補足をさせてください。

先ほど申し上げた、例えばデジタル水産業とかスマート漁業とかの事業に関して、基本的にはその海洋系とかの水産系で技術を作りたいという会社さんが、何かないかなと思ったとき、これは使えるなということで手を挙げるといえるのはあると思います。

今現在、海洋には興味がないけれども、いろいろなそのデジタル技術を持っている会社さんというのはやはりあって、例えば水産庁として、こういうプロポーザルを出す、こういうことを実現させたいから、こういう技術を持っている方はいませんか、みたいな感じで、もしプロポーザルをかけたりすれば、うちはふだんは製造業でこれを使っているけれども、これはもしかして応用できるんじゃないかみたいな感じで、手を挙げる人が出てくるんじゃないかなと思ったんです。

結局、そういうデジタルを進めて開発している会社さんも商売として可能性があるところにしか多分今は投資をしてかないので、水産庁さんなり国なりがこういうニーズがあるよみたいなことが顕在化すれば、そこがもしかして将来ビジネスに、こっちの分野に投資してもいいんじゃないかなと思えば、手を挙げる人がいるかもしれないので、そういう逆のアプローチというか、そういうのもあってもいいのではないかなと思いました。補足した。

○山川分科会長 渡部委員。

○渡部委員 議論の大勢に影響があるかどうか分かりませんが、私も企画部会に出していただいております、11ページの中の20、21の番号見ていただいたらと思うんですが、先ほどから米国のMR E Pについて議論がございまして、その中でこの名称ですけれども、Marine Resource Education Program、Educationというのが21の一番上で、これが最初はExchangeになっていたんです。Exchangeはどうしてそうなったかと言うと、Educationというのは上から目線であるということを水産庁がどこからか言われたらしくて、それでExchangeに変えた。

それで委員の人は、Educationという言葉の中には上から目線というのはそんなのは全然ないですよ、というようなことが大勢を占めてExchangeをEducationに戻したと思うんですが、20ページの括弧の一番下の行の交換プログラムのところには、またExchangeになっているんですが、これはEducationに戻したんですよね。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、3名から頂いた御意見、御質問について、事務局から御回答をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 まず、私の方から。MR E PのEの部分についての御質問を頂きました。

結論といたしまして、引き続きこのEの部分はExchange、意見交換となります。

企画部会で行われた議論の背景としまして、Educationという英語が教育という日本語になったときに、ニュアンスの違いというものが出てきました。欧米の概念との違いですね。教育について、私も昭和生まれなんですけれども、皆さんが持っているイメージは、先生がいらっしゃって、先生が黒板に書いたものを生徒が黙々とノートに写すということだと思うんです。今回、MR E Pを私どもも取り組もうとしたときに、Eの部分は、日本語にすると先生が生徒に教えるというイメージを呼び起こさせる「Education」ではなく、私どももその中の一員となって、一緒になって学ぶという、そういう想いを込めて「Exchange」にしようとしたものです。

○渡部委員 Exchange、両方ともExchange。

○資源管理推進室長 アメリカに直して下さいと申し入れる度胸はありませんので、アメリカは引き続きEducationで、日本はExchangeです

○漁場資源課長 川原特別委員から、環境系の国際交渉で民間団体との意見交換なども重要という御指摘がありました。そのとおりだと思います。科学的根拠に基づいて、それから魚種ごとの管理もしっかりやりながら、環境系の国際交渉に対応していく、RFMOにおける交渉とはちょっと毛色が違うところもありますので、様々な民間団体との意見交換で御意見など伺いながら交渉を進めていく必要があると認識しております。

○企画課長 正直、私が想定していましたのは、資源管理分科会ということですので、資源管理についての御意見を頂戴するのかなと思っておりましたら、大変幅広い観点から御意見を頂戴していて有り難い限りです。

川原特別委員がおっしゃった流通加工のところで漁獲情報が流通の方にも伝わっていくというようなお話は、多分、トレーサビリティの話とかをされていると思うんですけども、またその流通加工を企画部会で議論する回というものをこの夏以降に用意していますので、そのところで取り上げるようにしたいと思います。

あと津田特別委員がおっしゃった水産業のデジタル化を進めていく上で、公募みたいなことをしたらというところは担当の部署にも伝えて検討をしてもらうように伝えられますけれども、既にそういう機会も存在しているというのを一つ御紹介させていただくと、例えば去年の10月に気仙沼市さんが主催で「水産DX EXPO」という商談会みたいなものを展開されて、それでいろいろなメーカーさんとか通信会社とかが来て、気仙沼の遠洋漁業の方とのマッチングというか、こういうサービスがあります、こういうのはないですかとか、そういう商談会みたいなものをされたりしていました。

既にそういう動きもありますけれども、それ以上何ができるかというのは検討してみたいと思います。

あと遠藤委員から、グリーントランスフォーメーションのお話とかを頂きました。

今、イラン情勢を受けて燃油が非常に上がってしまっていて、私どもの方で漁業経営セーフティネット構築事業という、価格高騰のときに応じて補填金を国と漁業者で積み立てて出すというような仕組みがあるんですけども、そういう対策もとらせていただいているんですが、あるいはその事業と併せて省エネ機器の導入を支援するというような事業もやらせていただけていまして、燃油使用量が少しでも削減になるように、その事業の中で燃油使用量を減らしましょうというのが要綱、要領の中に書かれていて、漁業経営の安定と省エネ、あるいはGHGの排出量を減らしていくというのがセットになるように取組を進めているところです。

それがカーボンフットプリントとか、そういう形で示されて実際の水産物を売るときに伝わっているかと言われると、そこまではちょっといっていないというような状況ですので、その辺りいろいろな海外の動きとかも見ながら少し考えていきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

Webから藪田委員が挙手しておられるということですので、藪田委員よろしく願いいたします。

○藪田委員 本日、こちらの通信状況がかなり悪くて皆さんの声がぎりぎり聞こえるという状況でしたので、ちょっと発言を控えておりました。

私からは2点だけです。

右下の数字の19ページのところで、現状の課題のところでTAC管理の記載があると思うんですけども、この資源管理分科会ではかなりの時間をするめいかのTACの課題について語ってきたと思います。それに対して、ここの表現がそのとおりの表現になっているのか、もうちょっと書きぶりがあるのではないかというふうに感じました。

これは先ほどほかの委員の方からの指摘もありましたが、TAC管理において水平でいろいろな魚種で同じような課題がきつと出てくるだろうと思いますので、その課題にどう取り組んでいくのか、超過した場合にどうなるのか、こういったところをしっかりと課題として記載する必要があるのではないかなというふうに思ったのが一つです。

2点目は、これは別に資料のどこというところではないですが、日本の多種多様な漁法をこれから維持していくためには、設備の老朽化、船の老朽化、代船を造ってしっかり多種多様な漁法を持続していく必要があろうかと思います。そこに対しての記載もどこかに必要なのではないかなと考えましたので、意見として申し上げさせていただきます。以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ほかになければ、藪田委員からの御意見に対して御回答をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 藪田委員、御質問ありがとうございました。

TAC管理の実施に向けた課題について、スルメイカで議論してきたことを踏まえるとより適切な記載があるのではないかの指摘と受け止めました。このことを受け止めつつ、大事なことは、基本計画の見直しという大きな流れの中において、何を次期基本計画に入れてくことだと思います。スルメイカについて資源管理分科会で昨年度長い時間をかけて

議論したこと、そこから得た経験をしっかりと盛り込んでいきたいと思います。

○山川分科会長 清水課長。

○企画課長 漁港に関しては、今回の資料では出てこないんですけれども、秋ぐらいに企画部会で漁港ですとか、漁場の整備回復ですとか、そういった回を設けて御審議していただこうと思っております。

また、この水産基本計画と並行して、これも同じく5年間の計画なんですけれども、漁港漁場整備長期計画というものもありまして、それも同じタイミングで来年の春に改定する予定ですので、そちらの方でも議論していくという形になっております。

○山川分科会長 御意見等は出尽くしましたか。

どうもありがとうございました。

では、本件はこれぐらいにいたします。

続きまして、太平洋くろまぐろの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料8-1をお願いいたします。

前回分科会後に生じたくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）のTAC等の数量の変更について報告いたします。

2ページをお願いいたします。

上のスライドです。

令和8管理年度において、ここに掲げる1から6に伴う数量の変更については、事後報告で対応させていただいているところでして、本日は4番と6番について報告します。

下のスライドです。

令和8年5月29日付けで、北海道、東京都及び10県において、WCPFCで合意された措置に基づく係数を用いて小型魚から大型魚への不等量交換が行われました。

次のページをお願いいたします。

ここからは令和7管理年度の未利用分の繰越しと国の留保からの追加配分に伴う数量の報告となります。

上のスライドです。

都道府県に対して国の留保から追加配分を行うに当たっては四つのプロセスがあります。一つ目が、令和7管理年度の未利用分の確定。二つ目が、未利用分のうち国の留保に繰り入れる数量の確定。三つ目が、令和8管理年度の追加配分原資となる数量の確定。こちら

について、お配りしている資料では「令和 7 管理年度の追加配分原資」となっておりますが、正しくは令和 8 管理年度原資です。水産庁ホームページには修正後の資料を掲載しております。そして、最後が都道府県への追加配分となります。

下のスライドです。

未利用分のうち国の留保に繰り入れる数量の説明です。ポイントとしましては国全体としては、W C P F C のルールの下、17% を上限に繰越しができます。これに対して国内の運用として、大臣管理区分及び都道府県で同じところに繰り越せる数量は10% を上限としています。この17% と10% の差から生じる数量を国の留保の中に繰り入れることといたしまして、小型魚が174.0 トン、大型魚が260.2 トンとなります。

次のページをお願いいたします。

上のスライドです。追加配分原資確定の説明です。

こちら、お配りした資料では「令和 7 管理年度の追加配分原資」とありますが、令和 8 管理年度が正しいです。水産庁ホームページには修正後の資料を掲載しております。

先程のプロセスにて国の留保に繰り入れた数量をベースに確定することとし、具体的には繰越量に令和 8 管理年度開始時点の国の留保、加えて、大型魚にあつては、令和 7 管理年度の不等量交換の中で端数処理がありましたので、そこから出てきたものの合計を加えた後、その中で国の留保として持っていなければならない最低の数量を引いて原資を確定します。

結果、原資の数量は、小型魚が312.3 トン、大型魚が338.9 トンとなります。

下のスライドです。国の留保から都道府県に追加配分に当たりまして、柱となる項目の説明です。

一つ目が令和 7 管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

二つ目が令和 7 管理年度において配分量を譲渡した都道府県に対して配分する。これは譲渡メリットと呼ばれるものです。

三つ目が令和 7 管理年度の消化率が 8 割以上になった都道府県に対して配分する。これは消化率メリットと呼ばれるものです。

いずれにおきましても、混獲管理を目的として、当初配分が小型魚にあつては 1 トン、大型魚にあつては 2 トンになるまで上乗せされた都道府県は対象となりません。

次のページをお願いいたします。

先ほど説明した処理により、小型魚の都道府県別漁獲可能量がどのように変わるのかと

いうことを表で表したものです。

次のページです。今度は大型魚について、都道府県別漁獲可能量がどう変わるのかということを表で示しています。

次のページです。

大臣管理区分を含めて今回水産政策審議会に報告する数量の変更の一覧となります。

このほか、この資料では、漁獲実績であったり、また大中型まき網漁業における漁獲の概要や資源管理の取組等について、内容が更新されています。

私からの報告は以上となりまして、続けて櫻井課長から、クロマグロの遊漁への取組に係る進捗を報告いたします。

○管理調整課長 管理調整課長です。

同じ資料の一番最後の部分、39ページの2枚のスライドを御覧ください。

クロマグロ遊漁への取組ということで記載をしております。

随所に広域漁業調整委員会指示とか広域漁業調整委員会という言葉が入っておりますが、クロマグロ遊漁については、広域調整委員会、全国の海に3組織が置かれておりますが、そこで管理手法を決定して最後は委員会指示という形でピン止めしているという状況になっています。

下の方のスライド見ていただきますと、大きなこととしては、クロマグロ遊漁は4月から3月の管理年度ですけれども、現行管理年度である令和8年4月から遊漁について届出制を導入しております。

スライドの一番下のところを見ていただきますと、ちょっと古いですが、4月の末の時点で届出は遊漁者、それから遊漁船業者、それからプレジャーボートというふうにそれぞれ届出をしてくださいと言っていますが、遊漁者のところを見ていただきますと、1万件以上がもうこの時点で届出がなされているということで、どれぐらいの人がクロマグロを釣りたいと思っているかみたいなことが、釣り人、遊漁者の方はまだまだこれは受け付けておりますので、船の方はもう締め切っておりますが、まだ年度末とか管理年度の末に向かって、もうちょっと増えていくであろうということです。

それから、上の方にいっていただきまして広調委指示なんですが、具体的なその管理手法とか議論については、広域漁業調整委員会の下に置かれたくろまぐろ遊漁専門部会という組織で議論し、決定しているということになっています。

上の方のスライド見ていただきますと、国のクロマグロの留保の中から60トンを遊漁枠

としてやっているということで、その60トンベースにして、今管理年度については昨管理年度で超過した分を引いたりとか、そういうことをして、まず51.4トンが管理年度の枠ということで、議論を経てここにあるように12等分して4.2トンで始めましたが、残念ながら月別の枠は超過することが多いです。

月ごとの採捕上限を超過してしまった場合には、翌々月からそれを残りの管理年度の月ごとに均等して引いていくということで、ここにあるのは4月は4.2トンですけども、6月から3.8トンになるということが出ていていると思います。これは4月に超過してしまった分をその6月以降、3月まで均等で引くと3.8トンになるということです。

ここには出てないですが、5月も6月も超過しておりますので、今のルールを適用してどんどん年度末に向かって、月の上限の採捕上限というのは減っていくということになっていて、トータルでは51.8トンを守ってもらうとか、そこに収めるということに向かってやっているシステムですので、今回はそんなことでこの年度はやっていくというようなことになっているということです。

あわせて来管理年度に向けてどんな管理をしなければいけないとか、どういうふうにシステムを向上させていくかということも議論を始めておりまして、先月末にはくろまぐろ遊漁専門部会やりました。新しくこんなことやっていいのではないかなというような取組のアイデアも出して、もうちょっと時間をかけて議論していただくということです。

資料とかそれからどんな議論が行われたかというような議事録は、水産庁の公式ホームページの中に項目がありますので、御興味のある方はそちらの方を参照していただければと思います。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等よろしくお願いいたします。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 配分のことじゃないんですけれども、来週、WCPFCに関する説明会が16日にあると思うんですけれども、それについてちょっとここで意見を言わせていただきます。

昨年、WCPFCでは、日本は初期資源量が23.2%だという発表したと思うんです。メキシコ、アメリカは30%以上しないといけないという論点だったと思うんですけれども、この23.2%を算出している人はまず誰なのか。

なぜそのことを言うか、多分もう30は超えているんじゃないかと。

まず、マグロを資源評価している人を僕は浜で見たことはないです。日本定置なんかにも来たことないと思う、そういう方々は。どこでそれをしているんだと、なぜいうかと言うと、厳しい資源管理、水揚げ規制をしておいて、水揚げ量ではほかの魚みたいに評価できないです。

浜に下りて、その現場を見たり、沖合の漁業者の方、はえ縄の方、私たち定置とか沿岸の方、そういうところでも見たことはないです。ほかの人は見たことあると言うかもしれませんが、この23.2%が僕は疑問でしょうがないです。

私も漁師になって30年そこそこですけれども、今まで見たことないです。毎回、毎回ここで言わせていただいていますけれども、相模湾はもう東京の裏庭みたいなところですよ。そこでもとんでもないなぶらがいるんですよ。北海道、日本海、東北もう駆除してほしいまで言っているんです。これは本気で言っているんです。なぜかというとはほかの魚が獲れないから。

そのぐらいに多くなっているのに、この23.2%と言っている根拠が僕は分からなくて、浜にも来ていない。じゃあどこでしているんだよと。

デスクワークで水揚げ実績をやっているんだかどうか知りませんが、この基準が僕は分かりません。

もう一つ、水産庁がよく頑張っておられるなと思うのは、太平洋の東部と西部の太平洋の漁獲インパクト比というのがあります。アメリカとメキシコは1960年代にも戻せと言っているわけです。それにはすごい抵抗してくれていて有り難いんですけれども、是非、今回のこの交渉について頑張られて、まずこの23.2%というものは、僕は根拠がないと思うんです。私だけじゃないと思います。沖合の漁業者の方、沿岸の方はもう絶対これにはクエスチョンだと思います。

ちょっと余談なんですけれども、最近はキンメまで食われるようになりました。キンメの漁業者がクロマグロがキンメを食ってくると、そんなことになっているんです。

一つ言うと、もう御存じのとおり食物連鎖で一番上にある魚です。相当な資源に対してマイナスを与えているんじゃないかと思うこともあるんですけれども、その23.2%の根拠を教えていただきたい。

○資源管理推進室長 23.2%について、過去のWCPFC担当の記憶からすると、そういった科学的根拠はISC、クロマグロの評価を行っている国際機関が有していると思いま

すが、ちょっと今手元に確たる情報がありませんので、今日の資源管理分科会でそのような意見があったということを共有して、16日の説明会で答えられるようにしたいと思います。

○日吉特別委員 もう一ついいですか。

定置に放流に関して国に支援していただいているんですけども、野帳を各都道府県は出していると思うんです。その野帳もその資源評価のところに加味されているのかということもお聞きしたいんです。

○資源管理推進室長 分かりました。こちらも御質問があったということで、持ち帰り共有したいと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料9をお願いいたします。1枚紙です。

こちらは、くろまぐろ（大型魚）、くろまぐろ（小型魚）以外のTAC資源について、第145回資源管理分科会以降に行われた数量の変更の事後報告を行います。

2をお願いします。

まいわし太平洋系群について、「75%ルール」と呼ばれます資源管理方針に定めた方法に則って行う国の留保からの配分に伴う数量の変更が6月3日付けで行われましたところを報告いたします。

報告は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

特になければ、続きまして、その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

赤塚室長。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

事務局から1点、今日御出席の皆様に御意見を伺いたい事項がございます。

トータルで6時間を超えた前回資源管理分科会をはじめとしまして、最近の資源管理分

科会はT A C対象資源の拡大等を受けて審議時間が増加しており、このことで委員、特別委員の皆様に多大な精神的、肉体的負担を強いていると認識しております。

前回分科会後、この状況を何とかできないかということで事務局の方で対応を熟考した結果としまして、今日、私どもから一つ提案をいたします。

翌管理年度のT A C、また配分の案のみを諮問する資源については、資源評価結果は資源管理分科会の開催前に、水産機構のホームページ上で公表されていることを踏まえまして、原則、水産庁から資源動向等を紹介したのち諮問内容を説明する対応としたいと考えます。

水産機構担当者は、分科会において資源評価結果について質問が出る場合に備えて、W e bにて出席します。

資源管理目標や漁獲シナリオの見直し、また資源再建計画の策定等、資源管理基本方針の変更の諮問が伴う資源については、現在の運用を継続します。

私どもの試算によれば、このことによって、目に見えて、時間短縮の効果がありました。

資源管理分科会の役割の最大化を目指した、こういった分科会の運営の見直しについて、まずはこのような対応させていただきたく、皆様の御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして御意見等いかがでしょうか。

木村委員。

○木村委員 提案に大賛成です。是非そのようにしてください。

もう一点は、協議事項と審議事項は明確に分けて、審議事項はオール・オア・ナッシングなので、その点よく考えて、必要なことは協議事項をきちんとその前のときにやって、そしてその上で審議事項に入るというふうにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 先ほど資源評価結果がW e bで公開されているので、というお話でしたけれども、やはり配布されている資料は分かりやすいのは分かりやすいので、事前にこれを送っていただくなり、していただいた上で、ちょっと私たちも予習しておいた上で、当日臨めればなと思います。資源評価結果を全部見てきてくださいと言われると、ちょっと荷が重いというところもございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 事前に資料配布していただいて、それで読み込んでくるというのは時間短縮としてはすごくいいと思うんですけども、説明をしていただいたからこそ理解できる部分というのがあって、恥ずかしながら僕も資料を読み込むだけでは全て理解できないところというのがすごくあるので、もしそうであれば例えばなんですけども、審議会の前にオンラインとかで説明する機会をこれは任意でいいと思うんですけども、僕みたく資料を読み込んだだけでは理解できない向けに、何かそういうような機会をもし設けていただければ、その短縮には賛成です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、次回から御提案のような方向で運用をしていただくということですが、津田特別委員の御指摘につきましてはいかがでしょうか。

○津田特別委員 是非、御検討いただけると有り難いです。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。この件については水産機構に関連する部分もありますので、対応できるかどうか機構と相談したいと思います。

また、東村委員、私の説明が言葉足らずでしたが、事前の資料送付は引き続き行わせていただきます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

今の方向性に何か御異論等はございませんでしょうか。

では、そのような方向で御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかには、その他、委員の方から何かございますでしょうか。

特になければ、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、通常11月に開催予定となっております。詳細につきましては追って御連絡させていただきたいと思います。

なお、臨時で開催の必要が生じた場合には事務局から改めて御連絡させていただきます。よろしく願いします。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたって御審議していただきまして大変お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。